

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に、主要な対外経済関係法の改正が行われた¹。この改正では、海外直接投資の類型に関して規定する「合弁法」、「合作法」および「外国人企業法」が改正された。その後、2000年3月11日に「合弁法施行規定」および「合作法施行規定」が改正され、同年10月27日には「外国人企業法施行規定」が改正された。さらに、これらの企業の財政管理に関連する重要な規則である「外国人投資企業財政管理規定」が1999年12月4日、同規則の羅先版である「羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定」が2000年5月13日に制定されている。

今回は、改正された諸法令によって規定されている北朝鮮の海外直接投資の企業類型について述べたあと、この3つの法律の改正の意義と変更点について分析する。

北朝鮮における外国投資類型

北朝鮮において、海外直接投資は「外国人投資法」を頂点とする法体系によって規制されている。外国人投資法に規定されている投資類型は、合弁企業、合作企業および外国人企業である。北朝鮮では、これらの企業を「外国人投資企業」と総称している²。各投資類型別の企業の特徴は【表1】のとおりである。

合弁企業は共同出資、共同経営、出資分に応じた利潤分配³、合作企業は共同出資、北朝鮮側経営⁴、契約による利潤の分配、投資分の償還となっている。合弁企業、合作企業の創設は、現在のところ羅先経済貿易地帯（経済特区）での創設を基本としている。外国人企業は羅先経済貿易地帯への創設が必須である。

合弁企業と合作企業の違いは、まず経営権の所在である。

合弁企業は外国側当事者と北朝鮮側当事者からなる理事会が最高決議機関となる（第16条）。また、合弁企業の責任者と副責任者、財政簿記担当者等で構成される経営管理機構のメンバーは、外国側と北朝鮮側の当事者が分けて担当することができるようになっている（施行規則第56条）。これに対して合作企業は、投資は共同で行うが、生産と経営は北朝鮮側の担当となる（第2条）。もちろん、新技術の導入、製品の質の向上再投資をはじめとする問題を協議するための共同協議機構を置くことができるが、これはあくまでも非常設的機構であり（第16条）、外国側当事者が生産や経営に対して関与することはできない。相手側が契約条件に違反した場合、企業を解散し、発生した損害に対する賠償を請求できるのみである（第19条）⁵。

合弁企業と合作企業の違いは、外国側当事者の出資分にも見られる。合弁企業では、外国側当事者の出資分に対する明文上の規定がない。これに対して、合作企業では、外国側当事者が30%以上出資することが条件となっている。これだけを見ると合弁企業の条件の方が緩いように思えるが、実際には、合弁企業については最近まで外国側当事者の出資分を50%にするように指導をしていたようである⁶。

紛争解決手段の選択においても合弁企業と合作企業の違いがある。合弁企業の場合、「合弁法」で北朝鮮の裁判機関、仲裁機関の他に第三国の仲裁機関を選択できるようになっている（第47条）。これに対して「合作法」では、北朝鮮の裁判機関、仲裁機関しか利用できない（第21条）。実際には、「合作法施行規定」で当事者の合意があれば第三国の仲裁機関も利用できるようになっているが、これは最近の改正で変更されたもので、法律ではできないものが施行規則ではできるという不整合が存在する⁷。

外国人企業は、経営権を外国側が掌握するという点で、

¹ 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

² 「外国人投資法」第2条を参照。日本語訳は『ERINA REPORT』第48号（2002.10）21～22頁に掲載されている。

³ 「合弁法施行規定」第119条では、合弁企業の利潤分配について、合弁契約により出資分と異なって定めてもよいと規定している。合弁契約に特段の定めのない場合には、出資分に応じて利潤分配がなされる。この条項をうまく使えば、理事会による共同経営を行うという合弁企業の利点を生かした企業創設が可能になるが、外国人投資法および合弁法の原則はあくまでも出資分に応じた分配であるので、将来的にこの条項が廃止される危険性もないとは言えない。

⁴ 合作企業の場合、経営に関しては北朝鮮側の担当となる。もちろん、共同協議機構において経営に関与することは可能であるが、習慣の違いなどで、外国側当事者には考えられないような生産、経営方式が行われ、それがなぜいけないのかを北朝鮮側の当事者が理解できないような場合には、北朝鮮側当事者の意見が通る可能性が高い。

⁵ 合作企業は、北朝鮮側当事者との関係が良好である限り、投資をするだけで、経営に関与しなくてもよいという利便性がある。しかし、現在のところ、北朝鮮の社会は、日本や西側諸国の常識が通用しない部分も多い。

⁶ 筆者が2002年9月に訪朝した際、合弁企業を案内してくれた朝鮮対外経済協力推進委員会の担当者は、最近になって、外国側当事者の出資分が50%より大きくても合弁企業の創設を認めるようになった旨の説明を行った。

理論的には経営の自主権がもっとも大きい投資類型である。しかし、創設の際の審査基準は、前述の2つの類型に比べて厳しい。他の2類型では推奨業種となっているものでなければ設立が認められず、禁止業種の規定が非常に抽象的かつ大きくとってある。社会主義計画経済を基本とする北朝鮮において、企業経営に必要な資源はほぼすべてが国家機関に握られており、このような機関とのパイプがない外国投資家が外国人企業を創設し、利益を上げるための

経営していくことはかなり難しい⁹。

最近の法律改正と変更点

上述したような類型を規定している北朝鮮の対外投資関係法だが、ここ数年、法律および行政法規の改正が行われている。ここでは、各々の法律および行政法規について、主要な改正点を指摘するとともに、この改正の意義について簡単に述べる。

表1 北朝鮮の海外直接投資企業の類型とその特徴

| 比較項目 | 合弁企業 | 合作企業 | 外国人企業 |
|------------|--|---|--|
| 準拠法 | 合弁法 | 合作法 | 外国人企業法 |
| 形式 | 法人（第6条） | 法人（外国人投資法第14条） | 法人（外国人投資法第14条） |
| 業種 | 科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門（第3条） 科学技術、電子、自動化、機械製作、金属、最終、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融をはじめとする諸部門（施行規定第8条） | 輸出することのできる製品、先進技術が導入された製品の生産を基本。観光、サービスにも創設可（第3条） | 電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業、運輸及びサービスをはじめとする各部門（第3条） |
| 推奨業種 | 先端技術導入、国際市場で競争力が高い製品の生産、インフラ建設、科学研究、技術開発（第3条） | 現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産部門（第4条） | 現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産、生産製品の質を世界的水準に高める（施行規定第10条） |
| 制限業種 | 環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的效果が少ない（施行規定第12条） | 環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的效果が少ない（施行規定第7条） | 推奨業種ではないもの（施行規定第10条） |
| 禁止業種 | 国家が別途に定めた部門、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象（施行規定第11条） | 国の安全及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象。（施行規定第7条） | 国の安全及び社会の利益に支障となる対象、人民の健康保護、国土、資源に被害を与えるおそれ、設備及び生産工程が経済技術的に立ち後れている、生産製品の需要がない、業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわず、又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合（施行規則第11条） |
| 審査承認 | 中央貿易指導機関（第9条） | 中央貿易指導機関（第7条） | 中央貿易指導機関（第19条） |
| 外国当事者の出資比率 | - | 30%以上（施行規定第37条） | 100% |
| 出資 | 貨幣、現物、財産権（工業所有権、著作所有権、土地利用権等）、ノー・ハウ（施行規定第30条） | 貨幣、現物、工業所有権、ノー・ハウ、知的所有権等（施行規定第38条） | 貨幣、現物、ノー・ハウ、工業所有権等（施行規則第32条） |
| 北朝鮮側当事者 | 機関、企業所及び団体（第2条） | 機関、企業所及び団体（第7条） | - |
| 経営機関 | 理事会（第16条） | 共同協議機構（第16条） | - |
| 存続期間 | 合弁契約で定める（施行規定第14条） | 合作契約で定める（施行規定第16条） | 企業創設承認文書で定める（施行規則第70条） |
| 期限満了時の財産分配 | 出資分に従い分配（施行規定139条） | 合作契約で定める（施行規定第16条） | 清算後、外国送金可能（外国人投資法第20条）ただし、準拠法令である外貨管理法施行規定の最新版が確認できず |
| 利益分配 | 出資分に比例（外国人投資法第2条） 出資分に関係なく、合弁契約に従うことも可能（施行規定第119条） | 償還と利益分配は合作製品が基本（第13条）、契約に従い、外国側の早期回収を認める（第14条） | - |
| 租税関係 | 企業所得税 | 同左 | 同左 |
| 設立できる地域 | 羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可 | 同左 | 羅先経済貿易地帯 |
| 優待対象 | 推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合弁企業（第7条） 推奨対象、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う場合、羅先（施行規定第10条） | 推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合作企業（第6条） 推奨対象、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞、羅先等の特殊経済地帯（施行規定第6条） | （優待対象でしか設立を許可されないため、自動的に優待されることになる） |
| 優待内容 | 税金の減免、有利な土地使用条件の提供 | 同左 | 輸出入物資に対する関税免除、税金の減免、低税率（外国人投資法第9条） |
| 紛争解決 | 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、第三国の仲裁期間（第47条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定146条） | 協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第21条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定128条） | 協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第31条） |

出所：条文を参照して筆者が作成

⁷ 「合作法施行規定」に規定されている内容が北朝鮮の政策を反映していると思われるが、法的安定性の面から考えると、行政法規に過ぎない施行規定にはそれほど信頼をおけないというのが外国投資家の感覚ではないだろうか。

⁸ 羅先経済貿易地帯に創設されている外国人企業の多くが、商業や観光などのサービス業に集中しているといわれるのは、このような環境を反映しているものと思われる。

1 共通した変更点

今回の改正は、外国人投資企業の創設を基本的に羅先経済貿易地帯に制限する外国人投資法の改正⁹を反映し、合弁法、合作法ともに「羅先経済貿易地帯に創設することを基本とする。必要に応じ他の地域でも合弁企業を創設することができる」という条項が新設された。また、外国人投資法の規定が「共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い投資することができる」から「海外朝鮮同胞も、該当する法規に従い投資することができる」へと変化したのにもとない、個別の法の海外同胞条項は削除された¹⁰。

次に、改正前には羅津・先鋒に外国人投資企業を創設する場合、一定規模以下の企業の場合には、企業創設審査承認の権限が自由経済貿易地帯当局にあったものが、すべての権限が中央に移譲された。このため、企業の創設に関する条項に大幅な変化が行われている。例えば、企業創設申請については、すべて中央貿易指導機関（具体的には貿易省）に提出することになった。また、これまでは当事者が合弁契約または合作契約を締結し、企業創設審査承認機関（政務院対外経済機関または地帯当局）に申請書を提出し、企業創設審査承認機関が計画機関、財政機関、科学技術機関等の関係機関に職権で合意を求めているものが（外国人企業の場合は、契約締結はなく、企業創設審査承認機関は政務院のみ）、契約締結前に投資家の側からこれらの機関に事前に合意を求め、合意がすべて得られたのち、合弁契約、合作契約を締結し、企業創設申請を行うように（外国人企業の場合は企業創設申請）になった。

また、1998年憲法改正による内閣制の復活で、中央および地方の行政機構が変化したことにもとない、それに対応した字句の調整が行われている¹¹。その他、企業の営業許可などに関する法規の整備¹²にもとまった変更も行われている。

紛争解決に関連して、これまで行政機関の指示や行政機関職員の行為に対する苦情申し立ての手段として「申訴」

と「請願」の2つが規定されてきたが、今回の改正でいずれも「申訴」のみとなった¹³。

また、「外国人投資企業破産法」の制定に関連して、企業破産に関する施行細則の条項が整理された。

1 合弁法および合弁法施行規定

合弁法では、まず出資分の相続と第3者への譲渡について、これまでは特段の制限がなかったものが、「合弁相手方の同意を得た後理事会で討議決定」することが要件となった（第13条）。また、決算に関連して、利潤の確定方法に「取引税または営業税」という項目が新設された（第34条）。

合弁法施行規則では、中央貿易指導機関が貿易省であることが明記された（第5条）。また、合弁企業を創設できる業種の例示から観光およびサービス部門が削除されている（第8条）。合弁企業の創設に関連して、合弁契約書と定款との間で必要な記載事項の配分が調整されている（第14、15条）。また、羅先経済貿易地帯外の機関、企業所が地帯内に合弁企業を創設する場合の羅先市人民委員会との意見調整を義務づける条項が追加されている（第20条）。

出資に関しては、現物出資に課す条件が、旧規定では外国側、北朝鮮側の区別なく規定されていたのに対し、新規定では、外国側の現物財産の出資にのみ制限が加えられることとなった（第31条）。また、知的所有権という概念が導入された（第35条）¹⁴。また、技術および知的所有権での出資は原則として投資総額の20%に制限するという条項が追加された（第35条）。出資を定められた期間内に終了しなかった場合、旧規定では自動的に企業創設承認書は効力を失うこととなっていたが、新規定では「正当な理由なく」出資しなかった場合に中央貿易指導機関が企業創設承認を取り消すことができるという裁量条項へと変化した（第41条）。出資分の譲渡および相続については、合弁法では中央貿易指導機関の承認は要件とされていないが、合弁

⁹ 拙稿 前掲 16ページ参照。

¹⁰ この変更は、大韓民国（以下、韓国とする）からの投資について、外国人投資法を頂点とする法体系を適用しない変更であると考えられてきたし、筆者も一般的にそう理解していた。しかし、「朝鮮同胞」の定義に韓国人があてはまるかどうかには争いがあり、もともと外国人投資法は韓国からの投資を明確に認めたわけではないと解することもできる。この点については、今後北朝鮮の法律研究者との交流の中で確認していこうと思う。

¹¹ 例えば、「政務院対外経済機関」は「中央貿易指導機関」に、「道（直轄市）行政経済委員会」は「道（直轄市）人民委員会」に、それぞれ変化している。

¹² 具体的には、「外国人投資企業登録規定」など。

¹³ 北朝鮮の辞書によれば、請願は「希望、要求、願い等を提起し解決することを除くこと。」「自己の権利及び利益を養護するための要求又は国家機関、社会協同団体及び公務員の事業を改善するために意見を提起し解決を願うこと。」と定義されている。申訴は「個人又は集団の権利及び利益に対する侵害を事前に防ぐこと又は侵害された権利及び利益を回復することに対して、党及び国家機関、企業所、勤労団体に提起する人民の要求。共和国公民は何人も正当な理由及び根拠がある限り、いつでもどのような問題に対しても、書面又は口頭で申訴を行い、それに対して適時に解決を受ける権利を有する。」と定義されている。請願が、具体的な権利の侵害を前提にしていなくても提起できるのに対し、申訴は権利および利益の侵害を未然に防止し、または権利および利益の侵害の回復を求めするために提起されるという違いがある。

¹⁴ 旧規定では工業所有権、著作所有権、ノー・ハウの3つが規定されていたが、新規定では技術及び知的所有権の2つになっている。

法施行規定では要件となっている（第44条）¹⁵。登録資本の増額について、旧規定では企業創設審査承認機関の合意を得ることとなっていたが、新規定では中央貿易指導機関の承認を要する事項となった（第46条）。

合併企業の管理機構に関して、旧規定では理事会の臨時会議の招集を要求できる権限を理事、財政検閲員（監査役に相当）、清算委員会が持っていたが、新規定では理事成員の3分の1の要求に従い行うことができるとの条項に変更された（第49条）¹⁶。また、財政検閲員がその企業の他の職務を兼任することができないという条項が追加された（第61条）。

営業許可や経営に関しては、営業許可申請文書に添付すべき文書として、環境影響評価文書が追加されている（第69条）。また、理事会で討議決定した企業の計画を中央貿易指導機関（羅先経済貿易地帯内では地帯管理機関）に登録した後、実行することを義務づける条項が新設された（第74条）。合併企業の建設に関連して、国家建設監督機関の承認を得ることを条件に、外国の建設企業に建設を依頼することを認める条項が追加された（第89条）。合併企業の財の輸出入価格は当該時期の国際市場価格に準じ「合併当事者が合意して定めなければならない」との条項が追加された（第81条）。また、合併企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品を外国に輸出する場合には、関税を適用しないことが明記された（第82条）。また、外国人の労働力の採用に関して、「外国人労働力採用申請文書」の必要的記載事項が追加された（第87条）。労働組合に相当する職業同盟組織に関して、就業規則に相当する「労働契約」の必要的記載事項に労働条件、労働規律、賞罰が追加された（第90条）。

合併企業の解散に関連して、「自然災害等の不可抗力的自由で企業を営むことができず、やむを得ない事情で企業を営むことができない場合」に変更された（第128条）¹⁷。

2 合作法および合作法施行規定

合作法では、税務登録の義務づけ（第8条）が行われたほか、労働力の採用に関して、基本的に北朝鮮の労働力を採用することを義務づける条項が追加された（第11条）。は、上述した共通の変更点以外には変化はない。

合作法施行規則では、合弁法施行規則と同じく、中央貿

易指導機関が貿易省であることが明記された（第11条）。また、加工貿易法が立法されたことを受けて、補償貿易、加工貿易等と合作企業との区別に関する条文が簡素化された（第13条）。合作企業の創設に関連して、否決通知文書への必要的記載事項を定める字句が追加された（第25条）。また、旧規定では合作企業の管理成員は他の機関または企業の職務を兼任することができなかったが、新規定では、中央貿易指導機関の承認を受けることを条件に、兼任することを許容するよう変更が行われた（第30条）。共同協議機構の合意事項に関しては、旧規定が合意した問題を件別に契約または合作契約書の付録の形で記録することを要求していたが、これが「誠実に履行しなければならない」に変更された（第35条）。また、第三章の題目が「投資」から「出資」へと変更された。これにともない、「投資」から「出資」への字句の変更が行われている。

出資に関しては、合弁法施行規則と同じく、「知的所有権」概念が導入されている。また、旧規定には企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、投資義務額の15%の投資を義務づける規定があったが、新規定では、企業創設承認文書の記載によることとした（第47条）。

第四章の題目が「経営活動」から「営業許可及び経営活動」となり、営業許可に関する条項が整理され、営業許可とその証書の発行の概念が整理された。また、北朝鮮国内の機関、企業所からの資材の購入等に関しては、旧規定では、それを販売する機関、企業所の計画に含まれることとなっていたが、新規定では、中央貿易指導機関又は地帯管理機関の定めた手続に従う（第67条）となり、計画との直接的な結びつきがなくなった。労働力の採用については、合弁法と同じく、「共和国の労働力」で採用する原則が明記された（第78条）。また、社会保険と社会保障の恵沢については、新規定では特段の規定が見られない。また、一定の条件を満たす場合の優待についての規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている。これは、税金に関する法規範が別途存在するため、合作法施行規則に記載する必要がないためである。

合作企業の解散に関連して、旧規定では期限満了にともなう合作企業の解散の場合、外国側当事者の出資分は、北朝鮮側の所有になる旨の規定があったが、これが廃止された。存続期間満了前に解散できる要件として、「支払能力がなく、企業運営が不可能な場合」が追加された（第111

¹⁵ これまで、合弁法では条文上、出資分の譲渡や相続に関して、合併相手方の同意や理事会の討議決定などが要件とはされていなかったが、合弁法の施行規則では以前から要件とされていた。今回、合弁法の条文が改正されたのは、この点についてトラブルが多かったためと推測される。

¹⁶ 財政検閲員は新規定の62条で理事会会議に参加し、発言することができるという条項が新設されている。

¹⁷ 社会的、制度的理由のほか、電力や原料の供給などが滞り、企業を営むことができない場合も、新規定では解散事由に該当することとなる。

条)。

法規範への違反に対する罰金額を含む比較的詳細な規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている¹⁸。

3 外国人企業法および外国人企業法施行規定

外国人企業法では、まず企業を連合する条項において、北朝鮮の企業と企業を連合することができる規定が削除された。また、労働力の採用について、北朝鮮の労働力での採用を義務づける条項が追加された(第20条)。

外国人企業法施行規則では、知的所有権の概念は使用されていない。現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等の投資に関して、これまで投資家の所有にかかるもののみが認められていたのに対して、新規定では、投資家が利用権を持っているだけでも投資の対象となる改正が行われた(第34条)。

合作法施行規定と同じく、法規範への違反に対する罰金額を含む比較的詳細な規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている。

おわりに

以上、北朝鮮の合弁企業、合作企業、外国人企業に関する法律及び行政法規の改正点を見てきた。合弁法施行規定や合作法施行規定が知的財産権概念を導入しているのにもかかわらず、それよりも後で改正された外国人企業法施行規則には同概念は導入されていない。このような概念上の齟齬が存在する。これは、これらの法規の歴史と、実践の経験によるものが大きい。

今回の改正のポイントは、共通した改正部分である外国人投資法の改正、1998年憲法改正にともなう政府機構の改組にあわせた技術的な調整、周辺分野の法整備による体系の整備である。その結果、特に合弁法施行規定および合作法施行規定において、条文の不明確なところがずいぶん整理され、規定が明確になったことは評価できる。今後、周辺分野での法整備がさらに行われるとともに、現行の法規の整合性が確保されていくことが期待される。

次回は、外国人投資企業に関して北朝鮮と同様の類型を持つ中国の制度との比較を通じて、北朝鮮の対外投資制度に関する比較法的分析を行う。

¹⁸ これは羅先経済貿易地帯において、「羅先経済貿易地帯罰金規定」が制定され、適用されるようになったことと関連していると思われる。

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (2) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised major foreign investment related laws on February 26, 1999. Amendments were made to the Law of the DPRK on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures and the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises, all of which regulate modes of foreign direct investment (FDI) in the DPRK. On March 11, 2000, Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures and Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures were amended. The Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises were also modified on October 27, 2000.

On December 4, 1999, the Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises were enacted. The Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in the Rason Economic and Trade Zone (ETZ), which was the Rason

version of the aforementioned regulations, were also passed on May 13, 2000. These two sets of regulations are important in the sense that they regulate the financial management of foreign-invested companies in the DPRK.

This article will focus on the modes of investment which the new laws and regulations control, the meaning of these amendments, and the points which were altered.

The DPRK has three modes of foreign direct investment (FDI). One is Equity Joint Ventures, another is Contractual Joint Ventures and the other is Wholly Foreign-Owned Enterprises. In the DPRK, they are generally referred to as foreign-invested enterprises.

Equity Joint Ventures denotes joint investment and joint management while Contractual Joint Ventures are characterized by joint investment but production and management by the DPRK partner. All three types of foreign-invested enterprises may be established in Rason ETZ; however, Wholly Foreign-Owned Enterprises must

only be based in the Rason ETZ.

The means of settlement of disputes differs according to the mode of investment. In the case of Equity Joint Ventures, it is possible to choose a court or arbitration body in the DPRK or one in a third country. Under the Law on Contractual Joint Ventures, Contractual Joint Ventures are not permitted to make use of arbitration in a third country. However, the Implementation Regulations do permit that. This means that there is a discrepancy between the law and its implementation regulations.

Logically, the law governing Wholly Foreign-Owned Enterprises allows a foreign investor the most extensive freedom in management because the right of management is wholly in the hands of the investor. However, the criteria governing the establishment of such enterprises are the strictest of all. This mode of investment is more likely to incur prohibitive and restrictive measures.

Amendments common to all the relevant laws were as

follows: (1) foreign direct investment became based in Rason ETZ; (2) the competence to approve the establishment of foreign-invested enterprises was centralized, although the authority in charge of the Rason Free Economic Trade Zone had previously had some rights in this direction; (3) coordination with related authorities in the DPRK became a prerequisite for establishing foreign-invested enterprises; and (4) due to the renaming of or structural change in some governmental institutions in conjunction with the amendment of the Constitution in 1998, some spellings and names were altered.

The significance of these amendments is that the text of the laws regulating foreign direct investment became more complete and inclusive as a result. However, the system of laws related to foreign investment should include more laws and regulations dealing with matters in relation to foreign direct investment.

資料 北朝鮮の対外経済関係法(2)

(合併法施行規定の条文は紙面のつごうにより、今回は掲載できませんでした。次号に掲載予定です。)

1. 合作法施行規定

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|----|--|----|--|
| | 第一章 一般規定 | | 第一章 一般規定 |
| 1 | 本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合作法』を正確に執行するために制定する。 | 1 | 本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合作法』を正確に執行するために制定する。 |
| 2 | 共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は、外国の法人、個人及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と共和国領域内に合作企業を創設し、運営することができる。 | 2 | 共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は、外国の法人、個人及び海外朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と企業を合作することができる。 合作企業は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）に創設し運営することを基本とする。 必要な場合には、地帯外の共和国領域内に合作企業を創設することもできる。 |
| 3 | 合作企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資し、企業を創設し、共和国側で生産及び経営を行い、合作契約に従い、外国側投資家の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業である。 | 3 | 合作企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資し、企業を創設し、共和国側で生産及び経営を行い、合作契約に従い、外国側投資家の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業である。 |
| 4 | 合作企業は、輸出製品を生産する部門、先進技術が導入された製品を生産する部門に創設し運営することを基本とする。 観光、サービス部門にも、合作企業を創設し運営することができる。 | 4 | 合作企業は、輸出製品を生産する部門、先進技術が導入された製品を生産する部門に創設し、運営することを基本とする。 |
| 5 | 先端技術をはじめとする現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、資源開発及びインフラ建設対象には、合作企業を創設し、運営することを奨励する。 | 5 | 先端技術等の現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、地下資源開発及びインフラ建設対象には、合作企業を創設し、運営することを奨励する。 |
| 6 | 奨励する対象の合作企業、共和国領域外に居住する共和国国籍を有した朝鮮同胞と行う合作企業、自由経済貿易地帯等の地域に創設運営される合作企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免又は有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。 | 6 | 奨励する対象の合作企業、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞と行う合作企業、地帯等の特殊経済地帯に創設し運営される合作企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。 |
| 7 | 国の安全並びに国家及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象の合作は禁止し、環境保護基準を超える対象、設備と生産工程が経済技術的にひどく立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象の合作は制限する。 | 7 | 国の安全並びに国家及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象の合作は禁止し、環境保護基準を超える対象、設備と生産工程が経済技術的にひどく立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象の合作は制限する。 |
| 8 | 合作企業は、当事者が投資した財産と企業運営過程に増大した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う共和国の法人である。 | 8 | 合作企業は、当事者が投資した財産と企業運営過程に増大した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う共和国の法人である。 |
| 9 | 合作企業は、その所有財産の範囲内で、企業の債務に対する責任を負う。 | 9 | 合作企業は、その所有財産の範囲内で、企業の債務に対する責任を負う。 |
| 10 | 共和国側投資家は、契約に定められた通りに企業に投資し、該当する利潤の分配を受け、合作企業が外国側投資家に投資分を償還し、又は利潤を分配するようにしなければならない。 | | |
| 11 | 外国側投資家は、合作契約に従い合作企業に投資し、企業の生産と経営に協力し、投資分の償還又は利潤の分配を受ける。 | | |
| 12 | 合作企業と合作当事者の権利と利益は、法的保護を受け、合作企業及び合作当事者は、共和国の法と規定を尊重しなければならない。 | 10 | 合作企業の財産は、国有化し、又は収用せず、合作当事者の合法的権利及び利益は国家の法的保護を受ける。 合作企業の労働力及び財産はやむを得ない場合を除き、他の仕事に動員しない。 |
| 13 | 合作企業に対する統一的掌握と指導は、政務院対外経済機関が行う。 自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内の合作企業に対する指導は、地帯の市行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）が行う。 | 11 | 合作企業と関連した事業の統一的掌握と指導は、貿易省（以下、中央貿易指導機関とする。）が行う。 |
| 14 | 合作企業の文書は、朝鮮語で作成する。 外国側合作当事者の要求に従い、外国語による翻訳文を付すことができる。 | 12 | 合作企業の文書は、朝鮮語で作成する。 外国側合作当事者の要求がある場合には、合作企業の文書に外国語による翻訳文を付すことができる。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|--------------------|--|--------------------|---|
| 15 | 本規定は、外国側投資家の投資分が企業登録資本の30%以上である合作企業に適用する。 補償貿易又は加工貿易の形態で外国投資を受け入れ、合作を行う企業体は、当該規定を適用する。 本規定に規制されない事項は、共和国の当該法と規定を適用する。 | 13 | 共和国領域内の合作企業創設及び運営は、本規定に従い行わなければならない。 本規定に規制されない事項は、共和国の当該法と規定に準ずる。 |
| 第二章 合作企業の創設 | | 第二章 合作企業の創設 | |
| 16 | 合作企業は、先進技術を受け入れ、又は設備を更新して製品の質を国際的水準に高めて、国際市場において競争力のある輸出品を生産することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。 | 14 | 合作企業は、先進技術を受け入れ、又は設備を更新して製品の質を国際的水準に高めて、国際市場において競争力のある輸出品を生産することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。 |
| 17 | 合作企業を創設しようとする共和国側投資家は、合作契約書草案、経済技術見積書草案を作成し、関係機関と協議した後、外国側投資家と共に合作契約書、企業の定款、経済技術見積書を作成しなければならない。 | 15 | 合作企業を創設しようとする共和国側投資家は、合作契約書草案、経済技術見積書草案を作成し、関係機関と協議した後、外国側投資家と共に合作契約書、企業の定款、経済技術見積書を作成しなければならない。 |
| 18 | 合作契約には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 契約当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的、業種、規模、存続期間 4. 総投資額、登録資本、投資分、投資額、投資期間及び投資分の譲渡 5. 投資内容（貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ） 6. 契約当事者の権利及び義務 7. 管理機構定員、従業員数（そのうち外国人数） 8. 生産規模と資金、設備、資材、燃料、動力の所要量及びその保障条件、生産物処理方法 9. 生産及び販売並びに技術移転 10. 労働力、財政簿記、外貨利用 11. 決算及び基金の形成及び利用 12. 投資分の償還又は利潤分配 13. 解散及び清算 14. 契約違反に対する責任及び免除並びに紛争解決 15. 契約内容の修正、補充、取消、契約の効力、保険 16. その他必要な内容 | 16 | 合作契約には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 契約当事者名、所在地 3. 企業の創設目的、業種、規模、存続期間 4. 総投資額、登録資本、出資分、出資額、投資分の譲渡 5. 契約当事者の権利及び義務 6. 技術移転 7. 基金の形成及び利用並びに利潤分配 8. 生産規模と資金、設備、資材、燃料、動力の所要量及びその保障条件、生産物処理方法 9. 出資分の償還又は利潤分配 10. 契約違反に対する責任及び免除条件並びに紛争解決 11. 契約内容の修正、補充、取消、保険、契約の効力 12. 解散及び清算 13. その他必要な内容 |
| 19 | 合作企業の定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 合作当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的、業種、規模及び存続期間 4. 総投資額、登録資本、投資分、投資額、投資内容（貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ）投資期間及び投資分の譲渡 5. 合作当事者の権利及び義務 6. 共同協議会の構成、任務及び運営方法 7. 企業の管理成員、その任務、企業の責任者及び従業員数（そのうち外国人数） 8. 生産及び販売並びに労働力管理並びに財政簿記及び財政検閲 9. 決算、基金の形成及び利用並びに投資分の償還又は利潤分配 10. 解散及び清算 11. 定款の修正、補充 12. その他必要な内容 | 17 | 合作企業の定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 出資者名、所在地 3. 企業の組織目的、業種、経営活動範囲、規模、存続期間 4. 総投資額、投資段階及び機関、登録資本、出資分、出資免除、出資機関、出資分の譲渡 5. 共同協議機構の構成及びその任務並びに企業の責任者並びに従業員数及びその構成 6. 企業の機構並びに管理成員及びその任務並びに企業の責任者、従業員数及びその構成 7. 計画及び清算（営業を含む）組織、生産物処理、設備、原料、資材の購入 8. 財政簿記及び労働力管理 9. 決算及び出資分の償還又は利潤分配、基金の形成及び利用 10. 解散及び清算 11. 定款の修正補充 12. その他必要な内容 |
| 20 | 経済技術見積書には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 総投資額、登録資本、投資比率、投資額及び投資方式並びに現物投資の明細 2. 建設物の延建坪、対象別建坪、建設投資額、建設期間、建設方式、建設位置、隣接との関係並びに既存の建物及び施設物の撤去費用 3. 指標別年間生産量、輸出費用、国内外市場の需要、販売（輸出）可能性、廃棄物の利用及び処理並びに外貨収支バランス 4. 労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策 5. 段階別に従う指標別予定収入、項目別原価、決算利潤、税金をはじめとする控除額、利潤分配、投資償還方式及び期間 6. 基本生産技術工程と技術経済的指標、新技術（工業所有権、著作所有権、ノー・ハウ）の内容並びに新技術の評価価格及び期間 7. 環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料 8. その他必要な内容 9. 総合的な分析評価内容 | 18 | 経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水の所要量及びその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれる。 |
| 21 | 合作企業の創設に対する審査承認は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、政務院対外経済機関又は地帯当局を企業創設審査承認機関とする。）が行う。 政務院対外経済機関は、地帯外の合作対象、地帯内での総投資額2,000万ウォン以上となるインフラ建設対象とその他の対象の中で総投資額が1,000万ウォン以上となる合作対象を審査承認する。 地帯当局は、地帯内で総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設とその他の対象の中で1,000万ウォンまでの合作対象を審査承認する。 | 18 | 経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水の所要量及びその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれる。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|----|--|----|--|
| 22 | <p>共和国側投資家は、外国側投資家と合作契約を締結した後、合作企業創設申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>合作企業創設申請書には、次の各号に掲げる内容を明らかにし、定款、合作契約書、経済技術見積書、合作当事者の取引銀行の信用確認資料を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業名、所在地 2. 合作当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的及び有益性 4. 総投資額、登録資本、投資分及び投資額並びに投資段階及び期間 5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日 6. 業種及び経営範囲 7. 生産能力及び生産物の輸出比率 8. 敷地面積及び位置 9. 年間予定利潤、分配及び投資分の償還 10. 管理機構成員及び従業員数（そのうち外国人数） 11. その他必要な事項 | | |
| 23 | <p>地帯当局は、政務院対外経済機関の審査承認対象に属する合作企業創設申請書を受理した日から7日以内に、政務院対外経済機関に送付しなければならない。</p> | | |
| 24 | <p>企業創設審査承認機関は、合作企業創設申請書を受理した後、関係機関に合作企業創設合意依頼書を送付し、次の各号に掲げる内容について合意しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画機関とは、総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策並びに段階別収益性見積と関連した資料 2. 財政機関とは、総投資額、合作当事者の投資額並びに投資内容（現物、現金）及びその保障対策並びに投資償還及び利潤分配の方法と関連した資料 3. 科学技術行政機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転等の資料 4. 建設監督機関とは、建設と関連した所要条件、その保障対策等の資料 5. 国土管理機関とは、土地の賃貸及び利用と関連した資料 6. 環境保護機関とは、環境保護及び産業衛生と関連した資料 | 19 | <p>共和国側投資家は、合作企業創設合意依頼書を当該関係機関に送付し合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意する内容は以下の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家計画機関とは、総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策並びに段階別収益性見積と関連した資料 2. 中央財政機関とは、総投資額、合作当事者の投資額並びに投資内容及びその保障対策並びに出資分の償還及び利潤分配方法と関連した資料 3. 中央科学機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転と関連した資料 4. その他の関係機関とは当該資料 |
| 25 | <p>合作企業創設合意依頼書を受理した関係機関は、それを受理した日から15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を企業創設審査承認機関に送付しなければならない。当該期間内に、該当する合意書を送付しない場合には、合意したものと認定する。</p> | 20 | <p>合作企業創設合意依頼書を受理した当該機関は、それを15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を依頼者に送付しなければならない。</p> <p>中央貿易指導機関は、当該関係機関から合意結果を直接通知を受けることもできる。</p> |
| | | 21 | <p>合作企業の創設に対する審査承認は、中央貿易指導機関が行う。</p> |
| | | 22 | <p>共和国側投資家は、外国側投資家と合作契約を締結した後、合作企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>地帯に合作企業を創設しようとする場合は、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）の意見を聞いた後、合作企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> |
| | | 23 | <p>合作企業創設申請書には、以下の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の名称、所在地 2. 合作当事者名、所在地 3. 創設目的及び有益性 4. 総投資額、投資段階及び期間、登録資本、出資分及び出資額、出資期間 5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日 6. 業種及び経営範囲 7. 口座を開設する銀行 8. 生産能力及び生産する製品の輸出比率 9. 敷地面積及び位置 10. 年間予定利潤、出資分の償還又は利潤分配 11. 管理機構及び従業員数 12. その他必要な内容 <p>合作企業創設申請書には合作契約書、企業の定款、経済技術見積文書、当該機関の合意文書、合作当事者の取引銀行信用確認資料等を文書を添付しなければならない。</p> |
| | | 24 | <p>地帯管理機関は、地帯内にある共和国側投資家の企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討した後、意見を付して中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> |
| 26 | <p>企業創設審査承認機関は、合作企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、合作企業の創設を承認又は否決する決定を下した後、申請者に合作企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合作企業創設承認書には、合作企業名及び所在地、合作当事者の氏名、総投資額及び登録資本、当事者の投資分及び投資額、業種及び生産規模、従業員数（そのうち外国人数）、投資期間、合作期間、操業予定日、投資償還又は利潤分配の方法並びにその他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> | 25 | <p>中央貿易指導機関は、合作企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を下した後、申請者に合作企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合作企業創設承認書には、合作企業の名称及び所在地、合作当事者名、総投資額及び登録資本、合作当事者の投資額及び投資分、投資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、管理機構及び従業員数、経営方式、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> <p>否決通知書には、否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p> |
| | | 26 | <p>合作当事者は、合作企業創設申請が承認された場合、当該法規に従い、企業創設承認書に指摘された名称通りに企業の公印を組織し、登録した後、取引を行う当該銀行に口座を開設しなければならない。</p> |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|---------------|--|---------------|---|
| 27 | 共和国側投資家は、合作企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、企業所在地の道行政経済委員会又は地帯当局（以下、道行政経済委員会又は地帯当局を企業登録機関とする。）に合作企業登録申請書を提出し、企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業登録を行なった日が合作企業の創設日となり、合作企業は、この日から、共和国の法人となる。 | 27 | 共和国側投資家は、合作企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、当該道人民委員会（地帯では地帯管理機関）に合作企業登録申請書を提出し、企業を登録した後、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業登録を行なった日が合作企業の創設日となり、合作企業は、この日から、共和国の法人となる。 |
| 28 | 合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関（以下、税務機関とする。）に税務登録申請書を提出し、税務登録を行い、税務登録証の発給を受けなければならない。 | 28 | 合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税務機関に税務登録申請書を提出し、税務登録を行った後、税務登録証の発給を受けなければならない。 |
| 29 | 合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録申請書を提出し、税関登録を行なわなければならない。 | 29 | 合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録申請書を提出し、税関登録を行なわなければならない。 |
| 30 | 合作企業の管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任することができない。 | 30 | 合作企業の経営管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任することができない。 必要な場合には、中央貿易指導機関の承認を受けて、他の機関又は企業の成員が合作企業の経営管理成員となることもできる。 |
| 31 | 合作企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、合作企業の財政簿記文書を検閲し、検閲報告書を作成し、企業責任者に提出しなければならない。 | 31 | 合作企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、合作企業の財政簿記文書を検閲し、検閲報告書を作成し、企業責任者に提出しなければならない。 |
| 32 | 合作企業は、非常設的な共同協議会を運営することができる。 共同協議会は、議長一名と副議長一名を含む必要な数の成員で構成し、その数は、合作当事者が協議して定める。 共同協議会成員には、合作当事者及び企業責任者が含まなければならない。 議長と副議長は、合作当事者の一方が同時に引き受けることはできない。 | 32 | 合作企業は、非常設的な共同協議機構を運営することができる。 共同協議機構は、議長及び副議長1名、必要な数の成員で構成し、その数は、合作当事者が協議して定める。 共同協議機構成員には、合作当事者及び企業責任者が含まなければならない。 議長と副議長は、合作当事者の一方が同時に担当することはできない。 |
| 33 | 共同協議会は、合作当事者の合意により、必要とときごとに招集する。 会議の日時及び場所、討議案件は、企業責任者が会議招集30日前に、共同協議会に参加する成員に通知しなければならない。 | 33 | 共同協議機構は、合作当事者の合意により、必要とときごとに招集する。 会議の日時及び場所、討議案件は、企業責任者が会議招集30日前に、共同協議会に参加する成員に通知しなければならない。 |
| 34 | 共同協議会では、新技術の導入及び製品の質の向上、投資及び再投資、投資分の譲渡、登録資本の増加、業種の変更、存続期間の延長、企業の発展対策、年間経営活動計画等の合作企業の運営において提起される重要な問題を討議する。 | 34 | 共同協議機構では、登録資本の増加、業種変更、存続期間の延長、企業の発展対策、年間経営活動計画、新技術の導入及び製品の質の向上、投資及び再投資、投資分の譲渡等の合作企業の運営において提起される重要な問題を討議決定する。 |
| 35 | 合作当事者は、共同協議会で討議し、合意した問題を件別に契約し、又は合作契約書に付録として添付し履行しなければならない。 | 35 | 合作当事者は、共同協議機構で討議し、合意した問題を誠実に履行しなければならない。 |
| 第三章 投資 | | 第三章 出資 | |
| | | 36 | 合作当事者は、中央貿易指導機関が承認した合作契約文書に従い出資しなければならない。 |
| 36 | 合作企業への投資分は、合作当事者が合意し定めることができるが、外国側投資家は、投資資本の30%以上を投資しなければならない。 | 37 | 合作企業に出資する投資分は、合作当事者が合意し定めることができるが、外国側投資家は、投資資本の30%以上を投資しなければならない。 |
| 37 | 合作当事者は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、著作権、ノー・ハウ等で投資することができる。 | 38 | 合作当事者は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ（以下、工業所有権、ノー・ハウを技術とする。）、知的所有権等で出資することができる。 |
| 38 | 外国側投資家が投資する現物財産は、投資家の所有でありながら、合作企業に必要不可欠なものでなければならず、共和国領域内になく、又はあるとしても需要を充足できないものでなければならない。 | 39 | 外国側投資家が出資する現物財産は、投資家の所有であるものであるとともに、合作企業に必要不可欠なものでなければならず、共和国領域内にない、又はあったとしても需要を充足することができないものであるものでなければならない。 |
| 39 | 現物財産で投資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、価格、生産工場名及び会社名、現物財産を輸入する国名、その他必要な内容を明らかにした明細書並びに対外商品検査文書、該当する商品カタログ等が必要である。 | 41 | 現物財産で投資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、価格、生産工場名及び会社名、現物財産を輸入する国名、その他必要な内容を明らかにした明細書並びに対外商品検査文書等がなければならない。 |
| 40 | 工業所有権、著作権、ノー・ハウは、次の各号に掲げる条件を満足させなければ投資することができない。 1. 新しい製品又は輸出品を生産することができ、又は現存生産設備と機械の性能を改造し、製品の質と生産性を高めることができない限りではない。 2. 原料、資材、労働力、燃料、動力を大幅に節約し、共和国の資源を合理的に利用することができない限りではない。 3. 労働安全を保障し、人の健康に有害であってはならない。 | 40 | 技術、知的所有権の出資は、次の各号に掲げる条件を満足させてはじめて行うことができる。 1. 新しい製品若しくは輸出品を生産することができ、又は現存生産設備と機械の性能を改造し、製品の質及び生産性を高めることができない限りではない。 2. 原料、資材、労働力、燃料、動力を大幅に節約し、共和国の資源を合理的に利用することができない限りではない。 3. 労働安全を保障し、環境を保護することができるものでなければならない。 |
| 41 | 工業所有権、著作権、ノー・ハウで投資する場合には、その名称と所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等が必要である。 | 42 | 技術、知的所有権で出資する場合には、技術、知的所有権の名称及び所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等が必要である。 |
| 42 | 投資は、次の各号に掲げる通りに行なったときに認める。 1. 貨幣財産は、該当する金額を外貨管理機関と合意した銀行の口座に預け入れたとき 2. 不動産は、所有権又は利用権を企業に移転する手続を終了したとき 3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権移転手続を終了し、企業の構内に移動したとき 4. 工業所有権、著作権は、当該所有権証書を企業の管轄に引き渡したとき 5. ノー・ハウは、契約に定められた技術移転条件が実現されたとき | 43 | 出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認める。 1. 貨幣財産は、該当する金額を取引銀行の口座に入れた場合 2. 不動産は、その所有権又は利用権を企業に移転する手続を終えた後、当該財産登録機関に登録した場合 3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了した後、企業の構内に移転した場合 4. 財産権は、当該所有権証書を企業に移転する手続が終了した場合 5. ノー・ハウは、契約に定めた技術移転条件が実現されたとき |
| 43 | 現物財産と工業所有権、著作権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が協議して評価する。 現物財産、工業所有権、著作権、ノー・ハウの評価価格が、合作契約書又は定款に定められた投資義務額より少ない場合には、当該投資家がその差額だけ補充して投資しなければならない。 | 44 | 現物財産と技術、知的所有権の価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が協議して評価しなければならない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-----------------|---|-----------------------|--|
| | | 45 | 出資する時点で出資財産を価格で計算した出資総額が合作契約又は企業の定款に定められた投資義務額より少ない場合には、当該投資家はその差額だけ補充して出資しなければならない。 |
| 44 | 投資する財産の計算は、朝鮮ウォンで行う。 外貨を投資する場合には、口座に預け入れた日に貿易銀行が発表した為替相場に従い、朝鮮ウォンで計算する。 | 46 | 出資する財産の計算は、朝鮮ウォンで行う。 外貨を投資する場合には、取引銀行の口座に預け入れた日に貿易銀行機関が発表した当該為替相場に従い、朝鮮ウォンで計算する。 |
| 45 | 合作当事者は、企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、投資義務額の15%を投資しなければならない。その他の投資は、合作企業創設承認書に定められた期間内に行わなければならない。 | 47 | 合作当事者は、出資を、企業創設承認文書に定められた期間内に行わなければならない。 |
| 46 | やむを得ない事情で投資を定められた期間内に行えない場合には、定められた投資期間が経過する1カ月前に、企業創設審査承認機関に投資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 投資期間延長申請書には、当事者の氏名、住所、投資金額、投資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合作当事者の同意書を添付しなければならない。 投資期間は複数延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。 | 48 | やむを得ない事情で投資を定められた期間内に行えない場合には、定められた投資期間が経過する1カ月前に、中央貿易指導機関に投資期間延長申請文書を提出し、承認を受けなければならない。 投資期間延長申請文書には、合作当事者名、所在地、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにしなければならない。 投資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。 |
| 47 | 投資を定められた期間内に終了できなかった場合、企業創設審査承認機関は、合作企業創設承認書を取り消すことができる。この場合、合作企業は、合作企業創設承認書を企業創設審査承認機関に返還し、企業登録、税務登録、税関登録の取消手続を行わなければならない。 | 49 | 中央貿易指導機関は、合作当事者が正当な理由なく出資を定められた期間内に行わなかった場合、合作企業創設承認を取消することができる。合作企業創設承認を取消した場合、中央貿易指導機関は、企業登録機関、財務機関及び当該機関にそれについて通知しなければならない。 |
| 48 | 合作当事者は、投資を定められた期間内に行わず、相手方合作当事者に損害を与えた場合及び契約義務を履行せず、企業を運営することができずに解散する場合、その損害に対する補償責任を負う。 | 50 | 出資を定められた期間内に行わず、損害を与えた場合には、合作相手方に損害を賠償しなければならない。 |
| 49 | 合作企業は、合作当事者が投資を終了した場合、投資確認文書を簿記検証事務所の検証を受けて企業創設審査承認機関に提出し、投資家には投資証書を発給しなければならない。 投資証書には、投資家の氏名、投資金額、投資分、投資を受けた合作企業名と存続期間、登録日及び番号等を明らかにしなければならない。 | 51 | 合作企業は、合作当事者が段階別出資を終了した場合、当該検証機関の検証を受けた出資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。出資者には出資証書を発給しなければならない。 出資証書には、出資者名、出資金額、投資分、存続期間、企業登録日及び番号等を明らかにしなければならない。 |
| 50 | 合作当事者は、自己の投資分の一部又は全部を第三者に譲渡（贈与、販売に限る）又は相続させることができる。 投資分を譲渡する場合には、相手方合作当事者の同意を得た後、企業創設審査承認機関の許可を得なければならない。 投資分を販売する場合には、同じ販売条件で相手方合作当事者が先ず購入する権利を有する。 | 52 | 合作当事者は、自己の出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（贈与、販売に限る）し、又は相続させることができる。 投資分を譲渡する場合には、相手方合作当事者の同意を得た後、中央貿易指導機関の許可を得なければならない。 投資分を販売する場合には、同じ販売条件で相手方合作当事者が先ず購入する権利を有する。 |
| 51 | 合作企業の登録資本は、合作当事者が投資する金額の総額とする。 総投資額は、合作企業の流動資産と固定資産の総額とし、総投資額と登録資本の差額は、借入金により充当することができる。 | 53 | 合作企業の総投資額は、合作企業を創設し、運用するために必要な資金の総額である。 登録資本は合作当事者が中央貿易指導機関に登録した企業の自己資本であり、合作当事者が出資した金額の総額とする。 総投資額と登録資本の差額は、借入金により充当することができる。 |
| 52 | 登録資本は、増やすことはできるが、減らすことはできない。 登録資本を増やそうとする場合には、合作当事者が合意した後、企業創設審査承認機関に登録し本草申請書を提出し、承認を受けなければならない。 登録資本増加申請書には、企業の名称、総投資額、登録資本、登録資本の増加額と増加方法、増加根拠を明らかにし、合作当事者の合意書を添付しなければならない。 | 54 | 登録資本は増額することはできるが、減額することはできない。 登録資本を増額しようとする場合には、共同討議機構において討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を得なければならない。 |
| 53 | 合作企業は、投資期間の延長、投資分の譲渡又は相続、登録資本の変更がある場合、当該事由が発生した日から7日以内に、変更登録を行わなければならない。 | 55 | 合作企業、出資期間の延長、出資分の譲渡又は相続、登録資本の変動がある場合、20日以内に当該機関に変更登録を行わなければならない。 |
| 第四章 経営活動 | | 第四章 営業許可及び経営活動 | |
| 54 | 合作企業は、合作企業創設承認書に指摘された期間内に操業しなければならない。 やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、当該企業創設審査承認機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。 操業期日延長申請書には、企業名、操業期日延長理由及び延長期日を明らかにし、根拠文書を添付しなければならない。 | 56 | 合作企業は、営業許可を受けてはじめて営業活動を行うことができる。 |
| 55 | 合作企業の操業期日は複数延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。 操業期日以内に操業できない場合、企業創設審査承認機関は、合作企業創設承認を取り消すことができる。 この場合、合作企業は、企業創設審査承認機関に合作企業創設承認書を返還し、当該登録機関に登録取消手続を行わなければならない。 | 57 | 営業許可は中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、営業許可機関とする）が行う。 |
| 56 | 合作企業は、営業許可証書がなければ営業活動を行うことができない。 営業許可証書は、合作企業創設承認書に明らかにされた操業予定日以内に、発給を受けなければならない。 営業許可証書の発給は、政務院対外経済機関又は地帯当局が行う。 | 58 | 営業許可は合作企業創設承認文書に指摘された操業予定日までに受けなければならない。 営業許可を定められた期間内に行うことができない場合には、中央貿易指導機関に操業期日延長申請文書を提出し、操業期日延長承認を受けなければならない。 合作企業の操業期日は複数延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|----|--|----|--|
| 57 | <p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件を備えなければ発給を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物を新築又は改築、拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産部門では、試運転を行なった後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、サービス物資の購入等のサービス準備を終えなければならない。 4. 合作企業創設承認書に定められた投資を行わなければならない。 5. この他に営業活動に必要な準備を終えなければならない。 | 59 | <p>営業許可は、次の各号に掲げる条件を備えた場合に受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物を新築又は改築、拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産部門では、試運転を行なった後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、サービス物資の購入等のサービス準備を終えなければならない。 4. 合作企業創設承認書に定められた投資を行わなければならない。 5. この他に営業活動に必要な準備を終えなければならない。 |
| 58 | <p>営業準備を終えた合作企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性、環境保護を検証する当該機関に、検査又は確認の依頼書を提出しなければならない。</p> <p>検査又は確認の依頼書を受理した当該機関は、定められた期間内に、依頼対象を検査又は確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p> | 60 | <p>営業準備を終えた合作企業は、竣工検査機関及び当該機関に、検査又は確認と関連した依頼文書を提出しなければならない。</p> <p>検査、確認に関連した依頼文書を受理した当該機関は、定められた期間内に、依頼対象を検査、確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査、確認文書を発給しなければならない。</p> |
| 59 | <p>営業許可証書の発給を受けようとする場合には、営業許可申請書を政務院対外経済機関又は地帯当局に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等を明らかにし、見本としての試作品、当該機関の投資確認書、竣工検査書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価書、合作企業創設承認書写本等を添付しなければならない。</p> | 61 | <p>営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可機関に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業の名称、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等の内容を明らかにし、企業登録証、当該機関の投資確認書、竣工検査書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価書、企業登録確認文書等の必要な文書、試作品見本等を添付しなければならない。</p> |
| 60 | <p>政務院対外経済機関又は地帯当局は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可書を発給し、又は否決しなければならない。</p> <p>営業許可証書を発給した場合には、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給を受けた日が、合作企業の操業日となる。</p> | 62 | <p>営業許可機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可書を発給し、又は否決しなければならない。</p> <p>合作企業は、営業許可証書が発給された場合、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給を受けた日が、合作企業の操業日となる。</p> |
| 61 | <p>合作企業は、許可を受けた業種の範囲内で営業を行わなければならない。</p> <p>業種を増やしたり、あるいは減らそうとする場合には、当該企業創設審査承認機関に業種変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業名、所在地、業種変更内容及理由を明らかにし、経済技術見解書と合作当事者の合意書を添付しなければならない。</p> | 63 | <p>合作企業は、許可を受けた業種の範囲内で営業を行わなければならない。</p> <p>業種を増やし、又は減らそうとする場合には、中央貿易指導機関に業種変更申請書を提出、承認を受けなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業の名称、所在地、業種変更内容及理由を明らかにし、経済技術見解書及び合作当事者の合意文書等を添付しなければならない。</p> |
| 62 | <p>企業創設審査承認機関は、業種変更申請書を受理した日から20日以内に、それを審議し、承認又は否決を申請者に通知しなければならない。</p> | 64 | <p>中央貿易指導機関は、業種変更申請書を受理した日から20日以内に、それを審議し、申請者及び関係機関に業種変更承認文書を発給し、又は否決する通知を行わなければならない。</p> |
| 63 | <p>合作企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、監督機関、税務登録機関、税関に該当する変更事項の登録手続を行わなければならない。</p> <p>業種が変更された場合には、該当する手続を経て、営業許可証書の再発給を受けなければならない。</p> | 65 | <p>合作企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、営業許可証書の再発給を受けなければならない。</p> |
| | | 66 | <p>合作企業は、企業の計画を中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に登録した後実行しなければならない。</p> |
| 64 | <p>合作企業は、企業創設と経営に必要な労働力、物資、技術、設備、電気等を共和国の当該機関、企業所から購入することができる。生産製品又は購入した物資を共和国の当該機関、企業所に販売することができる。この場合、購入と販売は当該機関、企業所の計画に合まれ、それらと需供給契約を締結しなければならない。</p> <p>需供給契約には、契約当事者の氏名、所在地、契約日、契約期間、契約対象及び数量、質、技術的要求、価格及び代金支払、引渡、契約履行保証、契約違反に対する責任、紛争解決等の内容を明らかにしなければならない。</p> | 67 | <p>合作企業は、生産及び経営に必要な労働力、物資、技術、設備、電力、用水等を共和国の当該機関、企業所から保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の当該機関、企業所に販売しようとする場合、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）が定めた手続に従い購入又は販売しなければならない。</p> |
| 65 | <p>機関、企業所は、合作企業と契約した労働力、物資、電気等を優先的に保障しなければならない。</p> | 68 | <p>機関、企業所は、合作企業と契約した労働力、物資、電気等を優先的に保障しなければならない。</p> |
| 66 | <p>合作企業は、直接又は共和国の貿易機関に委託して、企業創設と経営に必要な物資、技術（工業所有権、著作所有権、ノー・ハウ）を輸入し、又は生産製品と技術を輸出することができる。それを外国人投資企業に販売し、又は外国人投資企業から購入することができる。この場合、政務院対外経済機関又は地帯当局には物資の搬出入申請書、科学技術行政機関には技術の輸出入申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> | 69 | <p>合作企業は投資物資、生産及び経営に必要な物資、技術、著作所有権を外国から輸入し、又は生産製品及び技術を外国に輸出することができる。</p> <p>投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は外国に輸出しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に搬出入承認申請書を、技術、著作所有権を外国から輸入し、又は外国に輸出しようとする場合には、輸出入許可申請書を当該中央機関（地帯では地帯管理機関）に提出し、承認を受けなければならない。</p> |
| 67 | <p>政務院対外経済機関又は地帯当局は、物資（生産製品を含む）の搬出入申請書を受理した同日から3日（科学技術行政機関は技術の輸出入申請書を受理した日から30日以内に検討し、申請者に承認書を発給し、又は否決通知を送付しなければならない。</p> | 70 | <p>中央貿易指導機関は、物資の搬出入申請書を受理した同日から3日（地帯では当日）当該中央機関は技術、著作所有権の輸出入申請書を受理した日から30日（地帯では7日）以内に検討した後、申請者に承認書を発給し、又は否決通知を行わなければならない。</p> |
| | | 71 | <p>合作企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品を外国に輸出する場合には開税を適用しない。</p> |
| 68 | <p>合作企業の生産用物資、生産製品、輸入商品、技術の輸出入価格及び国内購入価格は、国際市場価格に準じて、当事者の協議により定める。</p> <p>共和国領域内に販売する生産製品をはじめとするすべての物資及び技術の価格は、国家価格制定機関が定めた価格に準じる。</p> | 72 | <p>合作企業の生産用物資、生産製品、技術の輸出入価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が合意して定めなければならない。</p> |
| 69 | <p>合作企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。</p> | 73 | <p>合作企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入し、使用することができる。</p> |
| 70 | <p>合作企業は、機関、企業所、外国人投資企業と賃加工を行うことができる。この場合、賃加工契約を締結しなければならない。</p> | 74 | <p>合作企業は、共和国の機関、企業所に物資の賃加工を委託することができる。物資の賃加工を委託しようとする場合には、委託契約を締結しなければならない。</p> |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|----|---|----|---|
| 71 | 合作企業は、基本建設を直接担当し、又は建設企業に委託して行うことができる。建設企業に委託する場合には、当該法規に従い建設しなければならない。 | 75 | 合作企業は、基本建設を直接担当し、又は共和国の建設企業所に委託して行うことができる。 必要な場合には、国家建設監督機関の承認を受け、外国の建設企業に建設を委託することもできる。 |
| 72 | 合作企業は、外国側合作当事者の投資分として搬入する物資を対外商品検査機関（技術は科学技術検査機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認を行うのに必要な条件を保障しなければならない。 | 76 | 合作企業は、外国側合作当事者の投資分として搬入する物資を対外商品検査機関（技術は科学機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認を行うのに必要な条件は合作企業が保障しなければならない。 |
| 73 | 対外商品検査機関及び科学技術検査機関は、検査又は確認依頼書に従い、依頼対象を検査又は確認し、該当する証書を発給しなければならない。 | 77 | 対外商品検査機関及び科学機関は、検査又は確認に関連した依頼文書に従い、依頼対象を検査又は確認した後、該当する検査、確認文書を発給しなければならない。 |
| 74 | 合作企業は、人民生活に必要な製品を当該機関、企業所に朝鮮ウォンで販売することができる。この場合、得た朝鮮ウォンは、原料及び資材費、労働力費、対外事業費として使用し、あるいは税金、使用料の支払に使用することができる。 | | |
| 75 | 合作企業従業員の労働報酬は、外国投資企業と関連した共和国の労働法規に従い支払う。 | 78 | 合作企業は従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。 合作企業の従業員に対する労働報酬は、外国人投資企業と関連した共和国の労働法規に従い支払わなければならない。 |
| 76 | 合作企業は、外国の合作当事者の技術者又は第三国の技術者を採用して使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を政務院対外経済機関又は地帯当局に提出し、合意しなければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用する技術者の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転内容、技術移転期間、生活保障等の内容を明らかにしなければならない。 | 79 | 合作企業は、契約に定められた特殊な職種の技術者、技能工を外国の労働力で採用して使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を中央貿易指導機関に提出し、合意を受けなければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用する技術者、技能工の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、経歴、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転内容及び期間、労賃基準及び生活保障等の内容を明らかにしなければならない。 |
| 77 | 合作企業の従業員は、共和国の当該法規に従い、労働保護、社会保障、社会保障の恵沢を受ける。 | 80 | 合作企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を共和国の労働法規に定めた基準より低くならないように、自身で定め、適時に保障しなければならない。 |
| 78 | 合作企業の簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規に従い行う。 | 81 | 合作企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規に従い行わなければならない。 |
| 79 | 合作企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行う。 外国合作当事者の要求に従い計算された朝鮮ウォンは外貨で換算し、計算書類に記入することができる。この場合、朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、貿易銀行が定めた当該時期の外貨交換及び決済相場で行う。 | 82 | 合作企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行わなければならない。 外国側投資家の要求がある場合には、計算された朝鮮ウォンを外貨に換算し、簿記文書に記入することができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、共和国の貿易銀行機関が発表した当該時期の外貨交換相場で行う。 |
| 80 | 合作企業の出資証書、年間決算報告文書、清算報告文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければ効力がない。 | | |
| | | 83 | 合作企業は、固定資産を取得した日から1ヶ月以内に、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、固定資産登録機関とする）に登録しなければならない。 |
| | | 84 | 合作企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡、抵当の目的とすることができる。 この場合、共同協議機構において討議決定し、又は合作当事者が合意した後5日以内に当該申請文書を作成し固定資産登録機関の合意を受けなければならない。 申請文書には、固定資産処理根拠、処理価格等の必要な内容を明らかにしなければならない。 |
| 81 | 合作企業は、固定資産管理、資材及び製品管理、財政管理を外国人投資企業と関連した当該法規に従い行わなければならない。 | | |
| 82 | 合作企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立て、固定資産を更新又は補修するために使用しなければならない。必要な場合、固定資産減価償却費は流動資金として使用することができるが、次の四半期に埋め合わせなければならない。 | 85 | 合作企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立て、固定資産を更新又は補修するために使用しなければならない。 固定資産減価償却金は流動資金として使用することもできる。 固定資産減価償却金を流動資金として使用した場合には、次の四半期に埋め合わせなければならない。 |
| | | 86 | 合作企業は、固定資産の在庫調べを年に1回以上行わなければならない。 固定資産の在庫調べをした場合には、固定資産在庫調べ報告文書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 |
| 83 | 合作企業は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、外貨を利用しなければならない。 | 87 | 合作企業は、外貨の管理及び利用を共和国の外貨管理と関連した法規に従って行わなければならない。 |
| 84 | 合作企業に出資された朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料、資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。 | 88 | 合作企業の出資分として出資された朝鮮ウォン又は中央貿易指導機関が定めた手続に従い合作企業で生産された製品を共和国の機関、企業所に販売して得た朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料、資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、使用料等の支出に使用することができる。 |
| 85 | 合作企業は、廃棄物と副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に預け入れ、定められた項目にのみ使用することができる。 | 89 | 合作企業（地帯内の合作企業は除く）は、副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に預け入れ、定められた項目にのみ使用することができる。 |
| | | 90 | 合作企業は、生産及び経営活動に必要な朝鮮ウォン口座及び外貨口座を共和国の外国為替銀行に置き利用しなければならない。 |
| | | 91 | 合作企業の財政簿記文書は、共和国の当該法規に合わせて保管しなければならない。 |
| 86 | 合作企業は、自身で外貨収支バランスを図らなければならない。 | | |
| 87 | 合作企業は、共和国の領域内にある保険企業の保険に加入しなければならない。 | 92 | 合作企業は、共和国の領域内にある保険企業の保険に加入しなければならない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-----|---|-----|--|
| | 第五章 決算及び投資分償還、利潤分配 | | 第五章 決算及び償還並びに分配 |
| 88 | <p>合作企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>合作企業を開始した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散した日までとする。</p> | 93 | <p>合作企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>合作企業を開始した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散した日までとする。</p> |
| 89 | <p>合作企業は、経営活動に対する決算を、月別、四半期別、年度別に行う。</p> <p>年間決算は、翌年の二月以内に、総収入から原価とその他の支出、取引税を差し引いて決算利潤を確定する方法で行う。</p> | 94 | <p>合作企業は、経営活動に対する決算を、四半期別、年度別に行なわなければならない。</p> <p>年間決算は、総収入から原価及びその他の支出、取引税を差し引いて決算利潤を確定する方法で行う。</p> |
| 90 | <p>合作企業は、毎年年間決算利潤から5%を差し引いて、登録資本金の25%になるまで、予備基金として積み立てなければならない。</p> <p>予備基金は、合作企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすのに使用することができる。</p> | 95 | <p>合作企業は、登録資本金の25%に該当する金額になるまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。</p> <p>予備基金は、合作企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことのみを使用することができる。</p> |
| 91 | <p>合作企業は、決算利潤の10%まで拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、拡大再生産及び技術発展基金は、自身の計画に従い使用し、賞金基金、文化厚生基金、養成基金は、当該財政機関と合意の下に使用しなければならない。</p> | 96 | <p>合作企業は、決算利潤の10%まで拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、拡大再生産及び技術発展基金は、自身の計画に従い使用しなければならない。</p> |
| 92 | <p>合作企業は、外国投資企業及び外国人の税金と関連した共和国の法規範に従い、該当する税金を納めなければならない。</p> | 97 | <p>合作企業は、外国投資企業及び外国人の税金と関連した共和国の法規範に従い、該当する税金を納付しなければならない。</p> |
| 93 | <p>共和国領域外に居住する共和国国籍を有した朝鮮同胞と行う地帯外の合作企業は、次の各号に掲げる通り、企業所得税の減免を受けることができる。</p> <p>1. 企業所得税率を20%とする。</p> <p>2. 生産部門では10年以上企業を運営する場合、利潤が生じた年から1年間免除し、次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。</p> <p>3. 総投資額6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門に投資する場合、利潤が生じた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。</p> | | |
| 94 | <p>外国側合作当事者は、投資分で償還を受けるが、分配された資金の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、納付した企業所得税から再投資分に該当する所得税額の払戻しを受けることができる。</p> | | |
| 95 | <p>企業所得税の減免を受けようとする場合又は再投資分に該当する所得税の返還を受けようとする場合には、企業創設審査承認機関の企業所得税減免若しくは返還対象確認書を添付した企業所得税若しくは返還申請書を当該税務機関に提出し、承認を受けなければならない。</p> | | |
| 96 | <p>税務機関は、企業所得税減免又は返還申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決する通知を申請者に送付しなければならない。</p> <p>企業所得税減免又は返還を承認する場合には、企業所得税減免又は返還承認書を発給しなければならない。企業所得税減免又は返還承認書には、所得税減免又は返還の対象と比率及び金額、期間等の必要な内容を明らかにしなければならない。</p> | | |
| 97 | <p>企業所得税の減免の承認を受けた後10年以内に合作企業を解散する場合及び投資資本及び再投資資金を投資した日から5年以内に撤収する場合には、すでに減免した企業所得税額又は返還された企業所得税額を納めなければならない。</p> | | |
| 98 | <p>外国側投資家の投資に対する償還及び利潤分配は、合作製品とすることを基本とし、合作契約に従い、その他のもので行うこともできる。</p> | 98 | <p>外国側投資家の投資分、償還及び利潤分配は、合作製品で行うことを基本とし、合作契約に従い、その他のもので行うこともできる。</p> |
| 99 | <p>合作企業の利潤は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行するのに先ず使用することができる。</p> | | |
| 100 | <p>合作企業は、外国側投資家の持分を償還することにした場合、投資分を合作契約に従い償還しなければならない。</p> | 99 | <p>合作企業は、外国側投資家の持分を償還することにした場合、投資分を合作契約に従い償還しなければならない。</p> |
| 101 | <p>合作企業は、利潤を分配することにした場合、決算利潤から税金と基金を控除して残った利潤を、合作契約に従い分配しなければならない。</p> | | |
| 102 | <p>投資分の償還又は利潤分配に対する年間総括は、年間決算文書を財政検閲員の検討と簿記検証事務所の検証を受けた後、決算年度が終了した翌年の2月末前に行なわなければならない。</p> | | |
| 103 | <p>投資分償還又は利潤分配を製品で行う場合、その価格は国際市場価格に準じて、当事者が協議して定める。</p> | 100 | <p>投資分の償還又は利潤分配を製品で行う場合、その価格は国際市場価格に準じて当事者が合意して定める。</p> |
| | | 101 | <p>合作企業の四半期及び年間決算文書は財政検閲員の検閲を受けなければならない。</p> |
| 104 | <p>合作企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年2月末までに、当該企業創設審査承認機関と税務機関に提出しなければならない。</p> <p>年間決算文書には、簿記検証事務所の検証報告書を添付しなければならない。</p> | 102 | <p>合作企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年2月末までに、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に提出しなければならない。</p> <p>年間決算文書には、簿記検証機関の検証文書を添付しなければならない。</p> |
| | | 103 | <p>合作当事者は、合作企業から得た利益金を合作企業に再投資することができる。</p> |
| 105 | <p>外国側合作当事者は、投資分の償還又は利潤分配で得た物資、資金とその他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。</p> | 104 | <p>外国側合作当事者は、投資分の償還又は利潤分配で得た物資、資金とその他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。</p> <p>共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請文書を作成し、当該銀行に提出しなければならない。</p> <p>送金申請文書には、該当する内容を明らかにして、中央貿易指導機関の確認文書を添付しなければならない。</p> |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-----|---|-----|--|
| | 第六章 存続期間及び解散 | | 第六章 存続期間及び解散 |
| 106 | 合作企業の存続期間は、合作企業創設承認書に定められた通りとし、企業を登録した日から計算する。 | 105 | 合作企業の存続期間は、合作企業創設承認書に定められた期間とする。存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。 |
| 107 | 合作企業の存続期間は、当事者が協議して延長することができる。この場合、存続期間の終了6カ月前に、企業創設審査承認機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 存続期間延長申請書には、企業名及び所在地並びに延長期間及び根拠を明らかにし、当事者の合意書と経済技術見積書を添付しなければならない。 | 106 | 合作企業の存続期間は、合作当事者が協議して延長することができる。この場合、存続期間の終了6カ月前に、共同協議機構で討議決定し、又は合作当事者が合意した後、中央貿易指導機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 存続期間延長申請書には、企業の名称及び所在地並びに延長期間及び根拠を明らかにした後、共同協議機構決定又は当事者の合意文書、経済技術見積文書等を添付しなければならない。 |
| 108 | 企業創設審査承認機関は、合作企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を送付しなければならない。 | 107 | 中央貿易指導機関は、合作企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知文書を送付しなければならない。 |
| 109 | 合作企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関、税務機関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名及び所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認書を添付しなければならない。 | 108 | 合作企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関、営業許可機関、税務機関、税関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業の名称及び所在地、延長期間等を明らかにし、存続期間延長承認文書写本を添付しなければならない。 |
| 110 | 企業登録機関、税務登録機関は、合作企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行い、企業登録証、税務登録証、営業許可証を再発給しなければならない。 | 109 | 企業登録機関、営業許可機関、税務機関は、合作企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行った後、企業登録証、営業許可証、税務登録証を再発給しなければならない。 |
| 111 | 合作企業は、存続期間が終了すれば解散される。この場合、外国側当事者が投資した財産は、共和国側当事者の所有となる。 | 110 | 合作企業は、存続期間が終了すれば解散される。 |
| 112 | 合作企業は、存続期間の終了前にも、次の各号に掲げる場合に解散することができる。 1. 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合又は不可抗力的事由により企業運営がそれ以上不可能な場合 2. 合作当事者が企業の解散に合意した場合 3. 企業が破産した場合又は合作承認若しくは企業登録が取り消された場合 | 111 | 合作企業は、存続期間の終了前にも、次の各号に掲げる場合に解散することができる。 1. 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合又は支払能力がなく企業運営が不可能な場合 2. やむを得ない事情で企業を運営することができない場合 3. 共同協議機構で討議し、又は合作当事者が合意して企業の解散を決定した場合 4. 企業が破産した場合 5. その他合作企業と関連した法規に重大に違反した場合 |
| 113 | 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合、不可抗力的な事由により企業運営がそれ以上不可能な場合、合作当事者が企業解散に合意した場合には、企業創設審査承認機関に企業解散申請書を提出し、承認を受けなければならない。 企業解散申請書には、企業名、解散根拠と理由を明らかにし、それを確認することのできる文書を添付しなければならない。 | 112 | 合作当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業運営が不可能な場合、やむを得ない事情により企業を運営することができない場合、共同協議機構で討議し、又は合作当事者が合意して企業の解散を決定した場合には、企業解散申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。 企業解散申請書には、企業の名称、解散根拠を明らかにし、それを確認することのできる文書を添付しなければならない。 |
| 114 | 企業創設審査承認機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に審査した後、承認又は否決する決定を下し、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。 | 113 | 中央貿易指導機関は、企業解散申請書を受理した日から20日以内に審査した後、承認又は否決する決定を下し、申請者に該当する通知文書を送付しなければならない。 |
| 115 | 合作当事者は、合作企業の解散が承認された翌日から15日以内に、共同協議会を開き、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、企業責任者、債権者代表、簿記検証員、合作当事者又は財政検閲員を含まなければならない。 | 114 | 合作企業は、合作企業の解散が承認された翌日から15日以内に、共同協議機構で討議した後、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、企業責任者、債権者代表、合作当事者、その他必要な成員が含まなければならない。 |
| 116 | 合作企業が破産した場合又は合作企業の創設承認若しくは企業登録が取り消された場合には、裁判所又は企業創設審査承認機関が清算委員会を任命し、清算委員会を組織する。 | | |
| | | 115 | 合作企業が定められた期間内に清算委員会を組織しなかった場合、債権者は共和国の裁判機関に清算委員会を組織することを要求することができる。 |
| | | 116 | 清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合及び合作企業の破産を宣告した場合、裁判機関は清算員を任命した後、清算委員会を組織しなければならない。 |
| 117 | 清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。 2. 企業の財産と印章を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。 4. 企業財産に対する残存価値を朝鮮ウォンで評価する。 5. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 6. 財政決算書と清算案を作成する。 7. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 8. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 9. その他清算と関連して提起される問題を処理する。 | 117 | 清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。 2. 企業の財産と印章を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。 4. 企業財産に対する価値を再評価する。 5. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 6. 清算案を作成する。 7. 取引銀行、企業登録機関、税務機関に企業の解散について通知する。 8. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 9. その他清算と関連して提起される問題を処理する。 |
| 118 | 清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権者及び債務者に企業の清算について通知し、公示しなければならない。 | 118 | 清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権者及び債務者に企業の解散について通知しなければならない。 |
| 119 | 合作企業に対する債権者は、清算通知を受け取った日から30日（清算通知を受け取れなかった場合、清算公示を行なった日から90日）以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 清算請求書には、債権者の氏名並びに債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。 | 119 | 債権者は、解散通知を受け取った日から30日以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 清算請求書には、債権者名並びに債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。 |
| 120 | 清算委員会は、債権請求書を受理した順から登録し、清算案を作成し、企業創設審査承認機関又は裁判所の確認を受けなければならない。 | 120 | 清算委員会は、債権請求書を受理した順から登録し債権を登録し、清算案に従って債権者の債権を処理しなくてはならない。 清算案は、企業を解散させた共同協議機構又は中央貿易指導機関（企業の破産を宣告した場合には裁判機関）の合意を受けなくてはならない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-----------------------|--|-----------------------|---|
| 121 | <p>合作企業の清算財産は、清算費用、清算委員会委員の報酬、従業員の労働報酬、税金、企業の債務の順で処理し、残った財産は合作契約に従い処理しなければならない。</p> <p>残った財産により外国側当事者の投資分をすべて償還することができない場合には、共和国側当事者がそれを最後まで償還する責任を負う。</p> | 121 | <p>合作企業の清算財産は、清算事業と関連した費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順で処理し、残った財産は合作契約に従い処理しなければならない。</p> |
| 122 | <p>合作当事者が組織した清算委員会は、清算財産が債務より少ない場合、裁判所に企業の破産を提起しなければならない。</p> <p>裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に移さなければならない。</p> | 122 | <p>清算委員会（裁判機関が組織した清算委員会は除く）は、清算財産が債務より少ない場合、裁判所に企業の破産を提起しなければならない。</p> <p>裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に移さなければならない。</p> |
| 123 | <p>清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業の終了日から10日以内に、清算報告書を作成し、企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>破産による清算である場合には、裁判所にも清算報告書を提出しなければならない。</p> | 123 | <p>清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業の終了日から10日以内に、清算報告書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算である場合には裁判機関）に提出しなければならない。</p> |
| 124 | <p>清算委員会は、清算事業の終了次第、企業登録証と営業許可証、税務登録証を当該機関に返還し、取引銀行に企業口座取消申請を提出し、企業の解散を公示しなければならない。</p> | 124 | <p>清算委員会は、清算事業の終了次第、企業登録証、営業許可証及び税務登録証を当該機関に返還すると共に、取引銀行に企業口座取消申請を提出しなければならない。</p> |
| | | 125 | <p>企業登録機関及び当該機関は、解散された合作企業を登録から削除しなければならない。</p> |
| 125 | <p>清算委員会委員は、清算事業の結果について法的な責任を負う。</p> | 126 | <p>清算委員会委員は、清算事業の結果について、中央貿易指導機関又は当該裁判機関の前に責任を負う。</p> |
| 126 | <p>合作企業の文書は、文書の重要性に従い、5年、10年、20年、永久保存する。</p> | | |
| 第七章 監督統制及び紛争解決 | | 第七章 紛争解決及び監督統制 | |
| 127 | <p>政院対外経済機関、企業登録機関は、合作と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制する。</p> <p>税務機関は、必要な場合、合作企業の財政簿記文書を検閲することができる。</p> <p>共和国側投資家の上級機関は、合作企業に対する技術実務の指導と統制を行う。</p> | 129 | <p>中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）は、合作と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。</p> <p>税務機関は、必要な場合、合作企業の財政簿記文書及び現物を検閲することができる。</p> |
| 128 | <p>合作企業が次の各号に掲げる行為を行なった場合には、それを是正させ、程度に従い、1万～10万ウォンの罰金を支払わせ、情状により、一定期間、営業を中止させ、又は合作企業の創設若しくは企業登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合作企業創設申請書、企業登録文書、税務文書、税関手続文書、財政簿記文書を事実と合わずに作成提出した場合 2. 定められた財政簿記文書以外の異なる財政簿記文書を所有した場合 3. 基金を定められた通りに積み立てなかった場合 4. 登録された企業の名称ではない異なる名称で活動する場合 5. 変更事項を定められた期間内に登録しなかった場合 6. 承認なく支社を設けた場合又は登録資本を減らした場合若しくは定款を改正した場合 7. 合作契約に反して投資償還を行なった場合又は利潤を分配した場合 8. 承認された業種以外の営業を行なった場合 9. 企業の清算について、債権者に通知しなかった場合 10. 承認なく6カ月以上、営業を中止した場合 | | |
| 129 | <p>次の各号に掲げる違反行為を行なった者には、罰金を課すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資する現物財産の価格と質、数量を合作契約と異なって騙して投資した場合、契約価格から評価価格を差し引いた価格の5倍に該当する金額 2. 清算委員会委員が職権を濫用して不法に収入を得た場合又は企業の財産に損失を及ぼした場合には、その所得額又は損害額の1～5倍に該当する金額 3. 虚偽の財産評価、簿記検証を行なった場合には、その所得額の2～5倍に該当する金額 4. 企業創設後、投資した財産を当事者に通知しないで引き出した場合には、それを是正させ、引き出した財産の10～20%に該当する金額 5. 企業の財産を個人の口座に預金した場合には、それを是正させ、その金額の2～5倍に該当する金額 | | |
| 130 | <p>本規定に反した行為が重大な場合には、行政的又は刑事的責任を負う。</p> | 130 | <p>本規定に違反した場合には、程度により営業中止、没収、企業登録の取消、罰金適用等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。</p> |
| 131 | <p>外国側当事者は、合作企業と関連した当該職員の行為について意見がある場合、当該機関に申訴、請願を行うことができる。</p> <p>申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に、審議処理しなければならない。</p> | 127 | <p>合作企業と関連して意見がある場合には、申訴を行うことができる。</p> <p>申訴は受理した日から30日以内に処理しなければならない。</p> |
| 132 | <p>合作企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。</p> <p>協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決しなければならない。</p> | 128 | <p>合作企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。</p> <p>協議の方法で解決することができない紛争事件は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。</p> <p>合作当事者間の合意がある場合には、紛争事件を第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。</p> |

2. 外国人企業法施行規定

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|---------------------|---|---------------------|--|
| 第一章 一般規定 | | 第一章 一般規定 | |
| 1 | 本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法』を正確に執行するために制定する。 | 1 | 本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法』を正確に執行するために制定する。 |
| 2 | 外国投資家（以下、投資家とする。）は、自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内に、外国人企業を創設し、運営することができる。 外国人企業は、投資家が資本を単独で投資し、創設し、経営活動を独自に行う企業である。 共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、地帯内に外国人企業を創設運営することができる。 | 2 | 外国投資家（以下、投資家とする。）は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内に、外国人企業を創設し、運営することができる。海外朝鮮同胞も、本規定に従い、企業を創設することができる。 |
| 3 | 外国人企業は、共和国の法人となり、共和国の法的保護を受ける。 投資家及び外国人企業は、共和国の法及び規定を尊重し、それを徹底して守らなければならない。 | 3 | 外国人企業は、投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業である。 |
| 4 | 外国人企業の創設及び運営は、本規定に従う。 本規定に規制されていない事項は、共和国の当該法及び規定に従う。 | 4 | 外国人企業の合法的な活動は共和国の法的な保護を受ける。外国人企業は共和国の法及び規定を尊重し、徹底的に守らなければならない。 |
| 5 | 外国人企業は、原則的に朝鮮民主主義人民共和国保険機関の保険に加入しなければならない。 | 5 | 外国人企業は、原則的に国内保険機関の保険に加入しなければならない。 |
| 6 | 外国人企業は、財政簿記文書及び共和国の機関、企業所に提出する文書を朝鮮語で作成し、外国語で作成した場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。 | 6 | 外国人企業は、財政簿記文書及び共和国の機関、企業所、団体（以下、機関、企業所とする。）に提出する文書を朝鮮語で作成しなければならない。 外国人企業の文書を外国語で作成した場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。 |
| | | 7 | 外国人企業と関連した事業の統一的な掌握及び指導は、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）を通じて中央貿易指導機関が行う。 |
| | | 8 | 外国人企業の創設及び運営は、本規定に従い行う。本規定に規定されていない事項は共和国の当該法規に従う。 |
| 第二章 外国人企業の創設 | | 第二章 外国人企業の創設 | |
| 7 | 投資家は、次の各号に掲げる部門に、外国人企業を創設することができる。 1. 電子工業、自動化工業、機械製作工業、動力工業部門 2. 食料加工工業、被服加工工業、日用品工業部門 3. 建材工業、製薬工業、化学工業部門 4. 建設、運輸及びサービス部門 5. その他の必要な部門 | 9 | 外国人企業を創設することができる部門は、次の各号に掲げる通りである。 1. 電子工業、自動化工業、機械製作工業、動力工業部門 2. 食料加工工業、被服加工工業、日用品工業部門 3. 建材工業、製薬工業、化学工業部門 4. 建設、運輸及びサービス部門 5. その他の必要な部門 |
| 8 | 外国人企業は、次の各号に掲げる条件の中でいずれか一つでも満足させることができなければ、創設することができない。 1. 先端技術をはじめとする現代的な技術及び最新設備で装備されなければならない。 2. 国際市場で競争力が強い輸出品を生産することができなければならない。 3. 生産製品の質を世界的水準に高めることができなければならない。 | 10 | 外国人企業は、次の各号に掲げる条件の中でいずれか一つでも満足させることができなければ、創設することができない。 1. 先端技術をはじめとする現代的な技術及び最新設備で装備されなければならない。 2. 国際市場で競争力が強い輸出品を生産することができなければならない。 3. 生産製品の質を世界的水準に高めることができなければならない。 |
| 9 | 次の各号に掲げる場合には、外国人企業の創設を承認しない。 1. 共和国の安全に危険又は支障を及ぼすおそれのある場合 2. 人民の健康保護、国土及び資源に被害を与えるおそれのある場合 3. 設備及び生産工程が経済技術的に立ち遅れている場合 4. 生産製品の国の内外における需要がない場合又は少ない場合 5. 業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわない場合又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合 | 11 | 次の各号に掲げる場合には、外国人企業の創設を承認しない。 1. 国の安全に危険又は支障を及ぼすおそれのある場合 2. 人民の健康保護並びに国土及び資源に被害を与えるおそれのある場合 3. 設備及び生産工程が経済技術的に立ち遅れている場合 4. 生産製品の国の内外における需要がない又は少ない場合 5. 業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわない場合又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合 |
| 10 | 次の各号に掲げる部門には、外国人企業を創設することができない。 1. 出版、報道、放送部門 2. 通信部門 3. その他に、国家が外国人企業の創設を禁止した部門 | 12 | 次の各号に掲げる部門には、外国人企業を創設することができない。 1. 出版、報道、放送部門 2. 通信部門 3. その他に、国家が外国人企業の創設を禁止した部門 |
| 11 | 投資家は、外国人企業の創設のための手続を直接又は代理人を通じて行うことができる。 | 13 | 投資家は、外国人企業の創設のための手続を直接又は代理人を通じて行うことができる。 |
| 12 | 外国人企業を創設しようとする投資家は、外国人企業創設申請書を道行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）に提出しなければならない。 申請書には、投資家の氏名、住所、職務、外国人企業責任者の氏名、国籍、職務、外国人企業の名称、業種、生産品種及び規模、総投資額、登録資本、取引銀行、投資方式及び期間、主要生産、技術工程資料、生産製品の実現対象市場及び実現方式、企業の機構、従業員数及び労働力採用と関連した資料、建設敷地面積及び希望する位置、用水、動力及び原資材所要量、年度別生産計画、経営期間、その他に必要な内容を明らかにし、定款、経済見積書、投資家に対する証明文書、投資する機械設備及び資材明細、投資する工業所有権、ノー・ハウ及びそれに対する説明書、投資家の資本信用確認書、その他必要な文書を添付しなければならない。 | 14 | 外国人企業を創設しようとする場合には、外国人企業創設申請書を地帯管理機関に提出し計画、財政、科学技術、国土環境保護、建設等の当該部門の内容を合意した後、地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に提出しなければならない。 外国人企業創設申請書には、投資家名、創設しようとする外国人企業の名称、責任者名（国籍、民族別、職務）、業種、生産品種及び規模、総投資額、登録資本、口座を開設する銀行、投資方式及び期間、主要生産及び技術工程資料、生産製品の実現市場及び実現方式、企業の機構、従業員数及び労働力採用と関連した資料、建設敷地面積及び希望する位置、用水、動力及び原資材所要量、年度別生産計画、経営期間、操業予定日、その他に必要な内容を明らかにした後、企業の定款、経済見積文書、投資家と関連した証明文書、投資する機械設備及び資材明細、投資する工業所有権、ノー・ハウ及びそれに対する説明文書、投資家の資本信用確認文書等を添付しなければならない。 |
| 13 | 外国人企業の定款には、企業名、住所、企業の創設目的、経営範囲、生産規模、総投資額、登録資本、投資方式及び期間、企業の機構及びその職能、理事長、社長、簿記長、財政検閲員の任務及び権限、経営期間、解散及び清算、定款の修正手続、その他必要な内容を含まなければならない。 | 15 | 外国人企業の定款には、企業の名称、所在地、企業の創設目的、経営範囲、生産規模、総投資額、登録資本、投資方式及び期間、企業の機構及びその職能（理事長、社長、財政簿記責任者、財政検閲員の任務及び権限）、経営期間、解散及び清算、定款の修正手続、その他必要な内容を含まなければならない。 |
| 14 | 外国人企業の定款は、企業創設を審査承認した機関の承認を受けなければ、その効力はない。 | | |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|---------------------|---|---------------------|---|
| 15 | 外国人企業の経済見積書には、企業名、総投資額及び登録資本、投資計画、生産計画と関連した資料、主要生産工程設備の技術及び有利性分析資料、建築工事と関連した資料、主要原資材の品種及び所要量、生産製品の販売と関連した資料、従業員の採用及び技術人員養成計画、段階別収益性見積資料、その他必要な資料を含めなければならない。 | 16 | 外国人企業の経済見積書には、企業名、総投資額及び登録資本、投資計画、生産計画と関連した資料、主要生産工程設備の技術及び有利性分析資料、建築工事と関連した資料、主要原資材の品種及び所要量、生産製品の販売と関連した資料、従業員の採用及び技術人員養成計画、段階別収益性見積資料、その他必要な資料を含めなければならない。 |
| 16 | 投資する機械設備及び資材明細には、機械設備及び資材の名称、規格、単位、数量、用途、単価、総額、生産工場及び会社名、輸入する国名、その他必要な内容を明らかにし、機械設備と関連した商品案内書を添付しなければならない。 | 17 | 投資する機械設備及び資材明細には、機械設備及び資材の名称、規格、用途、単位、数量、単価、総額、生産工場及び会社名、輸入する国名、その他必要な内容を明らかにしなければならない。 |
| 17 | 投資する工業所有権、ノーマルハウスの説明書には、工業所有権及びノーマルハウスの名称、所有者名、実用価値、有効期間、企業所、団体等を明らかにし、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠、工業所有権証書写本等を添付しなければならない。 | 18 | 投資する工業所有権、ノーマルハウスの説明書には、工業所有権及びノーマルハウスの名称、所有者名、実用価値、有効期間等を明らかにし、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠、工業所有権証書写本等を添付しなければならない。 |
| 18 | 外国人企業創設のための審査承認は、政務院対外経済機関が行う。 政務院対外経済機関には、対外経済委員会(以下、対外経済機関とする。)と地帯当局が含まれる。 対外経済機関は、総投資額2,000万ウォン以上のインフラ建設対象及びインフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォン以上の対象を審査承認する。 地帯当局は、総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設対象及びインフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォンまでの対象を審査承認する。 投資規模が小さい対象であるとしても、対象の重要性に従い、対外経済機関が審査承認することができる。 | 19 | 外国人企業創設のための審査承認は、中央貿易指導機関が行う。 |
| 19 | 地帯当局は、対外経済機関が審査承認する対象の外国人企業創設申請書を受理した日から10日以内に、申請書に意見を付して、対外経済機関に提出しなければならない。 | 20 | 地帯管理機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から10日以内に、意見を付して、中央貿易指導機関に提出しなければならない。 |
| 20 | 対外経済機関及び地帯当局(以下、審査承認機関とする。)(以下、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、関係機関と協議し、審議した後、外国人企業創設承認書又は否決通知書を申請者に送付しなければならない。 | 21 | 中央貿易指導機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、審議した後、外国人企業の創設承認又は否決通知書を、地帯管理機関を通じて申請者に送付しなければならない。 |
| | | 22 | 外国人企業の創設が承認された場合には、該当する法規範に従い、企業創設承認文書に指摘された銀行に必要な口座を開設し、企業の公印を作り公印登録を行わなければならない。 |
| 21 | 投資家は、外国人企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、地帯当局に企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、投資家の氏名、住所、国籍、職務、外国人企業の名称、住所、外国人企業の責任者の氏名、国籍、職務、住所、総投資額及び登録資本、操業予定日、その他必要な内容を明らかにし、外国人企業創設承認書写本を添付しなければならない。 企業を登録した日が外国人企業創設日となり、この日から外国人企業は、共和国の法人となる。 | 23 | 外国人企業は、外国人企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、地帯管理機関に企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業を登録した日が外国人企業創設日となり、この日から外国人企業は、共和国の法人となる。 |
| 22 | 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従い、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。 | 24 | 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に、地帯税務機関に税務登録を行わなければならない。 |
| 23 | 外国人企業は、地帯又は外国にその支社、代表部、代理店、出張所等を設け、あるいは子会社を設立することができる。また、共和国の機関、企業所又は外国の会社と企業を連合することもできる。 支社、代表部、代理店、出張所、子会社等を設立しようとする場合又は企業を連合しようとする場合には、当該審査承認機関の承認を受けなければならない。 | 25 | 外国人企業は、内閣の承認の下に共和国又は外国にその支社、代理店、出張所等を設け、又は子会社を設立することができる。また、外国の会社と企業を連合することができる。 |
| 24 | 外国人企業は、必要な建設を共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。 | 26 | 投資家は外国人企業を創設するのに必要な建設を共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。 |
| 第三章 投資手続及び方法 | | 第三章 投資手続及び方法 | |
| 25 | 外国人企業は、総投資額の規模に従い、定められた登録資本を投資しなければならない。 総投資額は、外国人企業の固定資産及び流動資産の総額である。 登録資本は、総投資額の中で地帯に登録した資本の総額である。 | 27 | 外国人企業は、企業創設承認文書に定められたところに従い投資しなければならない。 |
| 26 | 登録資本の規模は、次の各号に掲げる通りに定めなければならない。 1. 総投資額600万ウォンまでは、総投資額の65%以上 2. 総投資額600万ウォン以上から2,000万ウォンまでは、総投資額の45%(その中で、総投資額900万ウォンまでは410万ウォン)以上 3. 総投資額2,000万ウォン以上から6,000万ウォンまでは、総投資額の35%(その中で、総投資額が2,700万ウォンまでは950万ウォン)以上 4. 総投資額6,000万ウォン以上は、総投資額の30%(その中で、総投資額が7,700万ウォンまでは2,600万ウォン)以上 | 28 | 登録資本の規模は、次の各号に掲げる通りに定めなければならない。 1. 総投資額600万ウォンまでは、総投資額の65%以上 2. 総投資額600万ウォン以上から2,000万ウォンまでは、総投資額の45%(その中で、総投資額900万ウォンまでは410万ウォン)以上 3. 総投資額2,000万ウォン以上から6,000万ウォンまでは、総投資額の35%(その中で、総投資額が2,700万ウォンまでは950万ウォン)以上 4. 総投資額6,000万ウォン以上は、総投資額の30%(その中で、総投資額が7,700万ウォンまでは2,600万ウォン)以上 |
| | | 29 | 登録資本は定められた期間内に投資しなければならない。 定められた期間内に投資することができない場合には、中央貿易指導機関に提起して出資期間延長承認を受けなければならない。 |
| 27 | 外国人企業は、登録資本を増やすことも、他人に譲渡することもできる。 登録資本を増やす場合又は他人に譲渡しようとする場合には、審査承認機関の承認を受け、承認されたところに従い、地帯当局に変更登録を行わなければならない。 外国人企業は、登録資本を減らすことはできない。 | 30 | 外国人企業は、登録資本を増やすことはできるが、減らすことはできない。 登録資本を増やす場合には、当該機関に変更登録を行わなければならない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-------------------|--|-------------------|--|
| | | 31 | 外国人企業は企業を他人に譲渡することができる。 企業を譲渡しようとする場合には、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。 |
| 28 | 投資は、貨幣財産、現物財産、ノー・ハウ、工業所有権等で行うことができる。この場合現物財産、ノー・ハウ、工業所有権の価格は、投資家が当該時期の国際市場価格に準じて定めた後、審査承認機関の承認を受けなければならない。 | 32 | 投資は、貨幣財産、現物財産、ノー・ハウ、工業所有権等で行うことができる。 |
| | | 33 | 投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウの価格は、外国人企業が当該時期の国際市場価格に準じて定めなければならない。 |
| 29 | 投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。 1. 投資家の所有権に属したものでなければならない。 2. 競争力が強い輸出品を生産することができるものでなければならない。 3. 工業所有権及びノー・ハウの評価額が登録資本の20%を超過してはならない。 | 34 | 投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。 1. 投資家の所有権又は利用権に属したものでなければならない。 2. 競争力が強い輸出品を生産することができるものでなければならない。 3. 工業所有権及びノー・ハウの評価額が登録資本の20%を超過してはならない。 |
| 30 | 外国人企業は、投資分として搬入する機械設備を対外商品検査機関に依頼して検査を受けなければならない。 対外商品検査機関は、検査依頼書に従い、技術設備を検査し、検査証を発給しなければならない。 外国人企業は、対外商品検査機関が機械設備を検査するうえで必要な条件を保障しなければならない。 | 35 | 投資分として搬入する現物財産は対外商品検査機関（技術は科学機関）に依頼して検査を受けなければならない。 検査機関は、検査依頼文書に従い、現物財産又は技術を検査した後、検査証を発給しなければならない。 現物財産又は技術を検査することについて必要な条件は、投資家又は外国人企業が保障しなければならない。 |
| 31 | 投資家は、登録資本の投資を次の各号に掲げる期間内に行なわなければならない。 1. 投資を一度に行う場合には、企業登録証を受け取った日から6カ月以内に行なわなければならない。 2. 投資を数度に分けて行う場合には、企業登録証を受け取った日から2年以内に行なわなければならない。最初の投資は、企業登録証を受け取った日から90日以内に、登録資本の15%以上になるように行なわなければならない。最初の投資が終了した後の次の投資は、外国人企業創設申請書に指摘された期間内に行なわなければならない。 3. 定められた期間内に一度に投資しなかった場合又は最初の投資が行なわれなかった場合、次の投資期間が終了した日から30日が経過しても投資しない場合、外国人企業創設承認書及び企業登録証は、自動的に効力を失う。この場合、外国人企業は、地帯財政機関の税務登録取消確認書及び企業登録証を地帯当局に返還し、企業登録取消を行なわなければならない。 | | |
| 32 | 投資家は、登録資本の投資を定められた期間内に行うことができない場合、審査承認機関に提起し、投資期間延長の承認を受けなければならない。 | | |
| 33 | 外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤の一部又は全部を再投資することができる。この場合、インフラ建設対象については、再投資分に該当する所得税額の全額を、その他の対象については、再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。 再投資したときから5年以内に、再投資した資本を撤収する場合には、返還を受けた所得税額を再び納めなければならない。 | 36 | 外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤の一部又は全部を再投資することができる。 インフラ建設対象については、再投資分に該当する所得税額の全額を、その他の対象については、再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。 再投資したときから5年以内に、再投資した資本を撤収する場合には、返還を受けた所得税額を再び納めなければならない。 |
| 34 | 外国人企業は、登録資本を投資する度に、投資検証報告書を審査承認機関に提出しなければならない。 投資検証報告書は、簿記検証事務所が発給する。 | 37 | 外国人企業は、登録資本を投資する度に、当該検証機関が発給した投資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。 投資確認文書には投資検証報告文書が添付されなければならない。 |
| 第四章 生産及び流通 | | 第四章 生産及び流通 | |
| | | 38 | 外国人企業は、営業許可証をもってはじめて、営業活動を行うことができる。 営業許可は、地帯管理機関が行う。 |
| | | 39 | 営業許可は、企業創設承認文書に定められた操業予定日までに受けなければならない。やむを得ない事情で営業許可を操業予定日までに受けることができない場合には、中央貿易指導機関に提起して創業期日延期承認を受けなければならない。 |
| 35 | 外国人企業は、営業許可証をもたなければ、営業活動を行うことができない。 営業許可証は、企業登録申請書に明らかにした操業予定日以内に、発給を受けなければならない。 営業許可証は、地帯当局が発給する。 営業許可を受けようとする場合には、地帯当局に営業許可申請書を提出しなければならない。 営業許可申請書には、該当する内容を明らかにし、投資を確認した簿記検証事務所の投資検証報告書、生産工程及び施設物の安全性及び環境保護を保障する当該機関の確認文書、生産した試作品の見本を添付しなければならない。 地帯当局は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可証を発給し、又は否決しなければならない。 | 40 | 営業許可を受けようとする場合には、地帯管理機関に営業許可申請文書を提出しなければならない。 営業許可申請文書には、該当する内容を明らかにした後、投資を確認した検証機関の投資確認文書、生産工程及び施設物の安全性及び環境保護を保障する当該機関の確認文書、生産した試作品の見本等を添付しなければならない。 |
| | | 41 | 地帯管理機関は、営業許可申請文書を受理した日から15日以内に検討した後、営業許可を行い、又は否決しなければならない。 営業許可を行った場合には、営業許可証を発給した後、その状況を中央貿易指導機関に通知しなければならない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-----------------|--|-----------------|--|
| 36 | 経営活動は、承認された定款の範囲で行なわなければならない。 外国人企業は、生産及び輸出入計画を自ら作成し、地帯当局に登録しなければならない。 | 42 | 外国人企業の経営活動は、企業創設承認文書に定めた業種の範囲で行なわなければならない。 業種を変更しようとする場合には、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。 業種変更は承認を受けた投資を終えた後、影響許可を受けた条件でのみ行うことができる。 |
| | | 43 | 外国人企業は、企業の計画を地帯管理機関に登録した後、実行しなければならない。 |
| 37 | 外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国領域内で購入し、又は外国から搬入することができる。自らが生産した製品を輸出し、又は共和国領域内で販売することができる。 共和国の機関、企業所で生産した物資を商業網を通じて直接購入する場合又は自らが生産した製品を商業網を通じて販売する場合には、対外経済機関の承認（事務用品と経営用備品等を購入する場合を除く。）を受けなければならない。 | 44 | 外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国領域内で購入し、又は外国から輸入することができる。自らが生産した製品を輸出し、又は共和国領域内で販売することができる。 地帯外の機関、企業所で生産した物資を購入又は自らが生産した製品を地帯外の共和国領域に販売しようとする場合には、共和国の当該貿易機関（外国人投資企業間の取引は除く）を通じて行わなければならない。 経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は自身が生産した製品を外国に輸出しようとする場合には、地帯管理機関に搬出入承認申請文書を提出して承認を得なければならない。 |
| 38 | 外国人企業が投資分として搬入する物資並びに生産及び経営活動に使用するために搬入する物資並びに自ら生産し輸出する物資には、関税を賦課しない。 | 45 | 外国人企業の輸出入物資に対する関税は、共和国の当該法規に準じて適用しなければならない。 |
| 39 | 外国人企業は、生産製品の輸出を共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。 | 46 | 外国人企業は、生産製品を共和国の当該貿易機関に委託して輸出することができる。 |
| 40 | 外国人企業の輸出入商品価格（技術サービス料金を含む。）は、当該時期の国際市場価格に準じる。 地帯内で販売する商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定めることができる。 地帯外の共和国領域で販売するすべての商品の価格及び地帯内で販売する一部の大量必需品の価格は、国家価格制定機関が定める。 外国人企業は、脱税を目的に輸出入商品の価格を国際市場価格より高い価格又は低い価格に設定してはならない。 | 47 | 外国人企業の輸出入商品の価格（技術サービス料金を含む。）は、当該時期の国際市場価格に準じて適用しなければならない。 |
| 41 | 外国人企業は、輸入した物資の保管及び利用、生産した製品の輸出と関連した事項を帳簿に正常に記録しなければならない。 | 48 | 外国人企業は、輸入した物資の保管及び利用、生産した製品の輸出状況を帳簿に正常に記録しなければならない。 |
| 第五章 財政簿記 | | 第五章 財政簿記 | |
| 42 | 外国人企業は、経営計算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行なわなければならない。 | 49 | 外国人企業の財政管理は、共和国の外国人投資企業財政管理と関連した法規に従って行なわなければならない。 |
| 43 | 外国人企業は、財政簿記計算を朝鮮ウォンで行なわなければならない。財政簿記計算を外貨で行う場合には、当該取引時期に、外貨管理機関が定めた為替相場で計算された朝鮮ウォンを併記しなければならない。 | 50 | 外国人企業は、簿記計算を朝鮮ウォンで行なわなければならない。 簿記計算を外貨で行う場合には、当該取引時期に、貿易銀行機関が定めた為替相場で計算された朝鮮ウォンを併記しなければならない。 |
| 44 | 外国人企業は、共和国の貿易銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設しなければならない。外貨管理機関の合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行にも口座を開設することができる。 外貨取引及び決済は、取引銀行にある自己の口座を通じてのみ行うことができる。 外国の銀行に口座を開設した場合には、四半期毎に収支状況及び取引銀行の計算書を外貨管理機関に提出しなければならない。 | 51 | 外国人企業の外貨取引及び管理は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い行なわなければならない。 外国人企業は、地帯内の外国為替銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設し、利用しなければならない。 必要な場合には、外貨管理機関の合意の下に、国内の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することができる。 外国人企業の取引にともなう決済は、取引銀行にある自己の口座を通じてのみ行うことができる。 外国の銀行に口座を開設した場合には、四半期ごとに出入金状況及び取引銀行の口座確認文書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。 |
| 45 | 外国人企業の決算年度は、1月1日からその年の12月31日までである。 外国人企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、外国人企業を終結する年の決算年度は、その年の1月1日から終結する日までとする。 | 52 | 外国人企業の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 外国人企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、外国人企業を終結する年の決算年度は、その年の1月1日から終結する日までとする。 |
| 46 | 外国人企業は、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従い、税金を納めなければならない。 | 53 | 外国人企業は、外国投資企業に適用する税金と関連した法規に従い、税金を納めなければならない。 |
| 47 | 外国人企業は、決算利潤から企業所得税を納付した後、予備基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金等を設けなければならない。 予備基金は、登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%ずつ積み立てる。積み立てられた予備基金は、登録資本を増やすこと又は経営損失を補填することのみ使用することができる。 予備基金を除いた残りの基金を積み立てる限度は、外国人企業が自ら定める。 | 54 | 外国人企業は、決算利潤から企業所得税を納付した後、予備基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金等を設けなければならない。 予備基金は、登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%ずつ積み立てる。 積み立てられた予備基金は、登録資本を増やすこと又は経営損失を補填することのみ使用することができる。予備基金を除いた残りの基金を積み立てる限度は、外国人企業が自ら定める。 |
| 48 | 外国人企業は、四半期及び年間の財政簿記決算を行なわなければならない。 四半期財政簿記決算文書は四半期の翌月15日以内に、年間財政簿記決算文書は決算年度が終了した翌日から2カ月以内に、各々審査承認機関に提出しなければならない。四半期及び年間の決算文書には、貸借対照表、原価計算表、損益計算書、管理費計算表、固定資産減価償却費計算表等が含まれる。 年間決算文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければならない。 | 55 | 外国人企業は、経営活動と関連した四半期及び年間決算を行なわなければならない。 年間決算文書は翌年の2月以内に、四半期決算文書は四半期の終了翌月15日以内に、中央貿易指導機関及び地帯管理機関に提出しなければならない。 四半期及び年間決算文書には、貸借対照表、原価計算表、損益計算書、管理費計算表、固定資産減価償却費計算表等が含まれる。 決算文書は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。 |
| 49 | 外国人企業は、企業運営過程で得た合法的利潤とその他の所得及び企業を清算して残った資金を、共和国の外貨管理と関連した法及び規定に従い、国外に送金することができる。 | 56 | 外国人企業は、企業運営過程で得た合法的利潤及びその他の所得及び企業を清算して残った資金を、国外に送金することができる。 |
| 50 | 外国人企業は、共和国の銀行又は外国の金融機関から、経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 | 57 | 外国人企業は、共和国の銀行又は外国の金融機関から、経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|---------------------|--|---------------------|--|
| 51 | 外国人企業は、財政簿記文書を5年間（財政簿記決算書、固定資産文書は企業の経営期間が終了するときまで）保管しなければならない。 | 58 | 外国人企業は、財政簿記文書を5年間（決算文書、固定資産文書は企業の経営期間が終了するときまで）保管しなければならない。 |
| 52 | 外国人企業は、必要な場合、共和国の財政簿記員又は外国の財政簿記員の助力を得て、財政簿記文書の正確性を確認することができる。この場合、支出された費用は、投資家が負担する。 | | |
| 第六章 労働力管理 | | 第六章 労働力管理 | |
| | | 59 | 外国人企業の労働力管理は、共和国の外国人投資企業労働と関連した法規範に従って行わなければならない。 |
| 53 | 外国人企業は、従業員を共和国の労働力から採用することを基本としなければならない。管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、外国人から採用することができる。 | 60 | 外国人企業は、従業員を共和国の労働力から採用しなければならない。管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、外国人から採用することができる。 |
| 54 | 外国人企業が共和国の労働力を採用しようとする場合には、企業所在地の労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、外国人を採用しようとする場合には、対外経済機関と合意しなければならない。 | 61 | 外国人企業が共和国の労働力を採用しようとする場合には、地帯の労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、外国人を採用しようとする場合には、労働力斡旋機関を通じて、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。 |
| 55 | 採用した共和国の労働力を契約履行期間の終了前に解雇しようとする場合には、労働力斡旋機関と合意し、契約条件に即して行わなければならない。 | 62 | 採用した共和国の労働力を契約履行期間の終了前に解雇することができない。 採用した共和国の労働力を契約期間の終了前に解雇しようとする場合には、職業同盟組織、労働力斡旋機関と合意しなければならない。 |
| 56 | 外国人企業は、従業員の技術技能水準を高めるための事業を行わなければならない。 | 63 | 外国人企業は、従業員の技術技能水準を高めるための事業を行わなければならない。 |
| 57 | 外国人企業の従業員の賃金基準は、外国投資企業と関連した労働規定に従う。 | 64 | 外国人企業の従業員の賃金基準は、外国投資企業労働と関連した法規範に従う。 |
| 58 | 外国人企業の従業員は、職業同盟組織内で活動する権利を有する。 | 65 | 外国人企業の従業員は、職業同盟組織を形成できる。 |
| 59 | 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を立派に遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する政治思想教育事業及び科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 外国人企業と労働組織、労働報酬、労働保護と関連した団体契約を締結し、その執行を監督する。 4. 外国人企業と従業員の間で発生する労働紛争を調停する。 5. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加して助言を与え、又は勧告案を提起する。 | 66 | 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を立派に遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 外国人企業と労働組織、労働報酬、労働保護と関連した団体契約を締結し、その執行を監督する。 4. 外国人企業と従業員の間で発生する労働紛争を調停する。 5. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加して助言を与え、又は勧告案を提起する。 |
| 60 | 外国人企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟代表と合意し、処理しなければならない。 | 67 | 外国人企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟代表と合意した後、処理しなければならない。 |
| 61 | 外国人企業は、職業同盟組織の事業条件及び活動条件を保障しなければならない。 | 68 | 外国人企業は、職業同盟組織の事業条件及び活動条件を保障しなければならない。 |
| 62 | 外国人企業は、毎月、職業同盟組織に次の基準の活動資金を保障しなければならない。 1. 従業員500名までは、全従業員の月賃金の2%に該当する資金 2. 従業員500名以上1,000名までは、全従業員の月賃金の1.5%に該当する資金 3. 従業員1,000名以上は、全従業員の月賃金の1%に該当する資金 | 69 | 外国人企業は、毎月、職業同盟組織に次の基準の活動資金を保障しなければならない。 1. 従業員500名までは、全従業員の月賃金の2%に該当する資金 2. 従業員500名以上1,000名までは、全従業員の月賃金の1.5%に該当する資金 3. 従業員1,000名以上は、全従業員の月賃金の1%に該当する資金 |
| 第七章 経営期間及び解散 | | 第七章 経営期間及び解散 | |
| 63 | 外国人企業の経営期間は、企業登録証が発給された日から計算する。 | 70 | 外国人企業の経営期間は、企業創設承認文章に定めたとおりとする。 |
| 64 | 経営期間を延長しようとする場合には、経営期間の終了6カ月前に、審査承認機関に経営期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。審査承認機関は、経営期間延長申請書を受理した日から30日以内に、承認又は否決しなければならない。 | 71 | 経営期間を延長しようとする場合には、経営期間の終了6カ月前に、地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に経営期間延長申請書を提出しなければならない。 地帯管理機関は、経営期間延長申請書を検討した後、意見を添付して、中央貿易指導機関に提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、経営期間延長申請書を受理した日から30日以内に、承認又は否決しなければならない。 |
| 65 | 外国人企業は、経営期間延長申請が承認された日から20日以内に、地帯当局に経営期間変更登録を行わなければならない。 | 72 | 外国人企業は、経営期間延長された日から20日以内に、当該機関に変更登録を行わなければならない。 |
| 66 | 外国人企業が解散される場合は、次の各号に掲げる通りである。 1. 経営期間が満期になった場合 2. 自然災害をはじめとする不可抗力の事由で、経営をこれ以上継続することができないと認定される場合 3. 経営損失の回復が困難であり、投資家が解散を決定した場合 4. 外国人企業創設承認書及び企業登録が取り消された場合 5. 裁判所の判決により、解散が宣布された場合 | 73 | 外国人企業が解散される場合は、次の各号に掲げる通りである。 1. 経営期間が満期になった場合 2. 自然災害等のやむを得ない事情で、経営をこれ以上継続することができないと認定される場合 3. 経営損失の回復が困難であり、企業が解散を決定した場合 4. 裁判所の判決により、破産が宣布された場合 5. その他の法規範に重大に違反し、解散が宣告又は決定された場合 |
| 67 | 外国人企業を解散しようとする場合には、企業解散申請書を地帯当局に提出しなければならない。地帯当局は、受理した企業解散申請書を検討し、自らが審査承認した対象については直接解散を承認又は否決し、対外経済機関が審査承認した対象については意見を付して、対外経済機関に提出しなければならない。審査承認機関が解散を承認した日が、企業解散日となる。 | 74 | 外国人企業を解散しようとする場合には、企業解散申請書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に提出した後、承認を受けなければならない。企業の解散を承認した日が、企業解散日となる。 |
| 68 | 外国人企業は、解散が決定された日から10日以内に、企業解散を公開し、債権者及び債務者に通知しなければならない。 | 75 | 外国人企業は、解散が決定された日から10日以内に、企業の解散を公開した後、債権債務者に通知しなければならない。 |
| 69 | 外国人企業は、企業解散を公開した日から15日以内に、清算委員会委員名簿を審査承認機関に提出し、合意を得なければならない。清算委員会は、合意を得た日から1週間以内に、清算事業に着手しなければならない。 | 76 | 外国人企業は、企業の解散を公開した日から15日以内に、清算委員会委員名簿を中央貿易指導機関に提出し、合意を得た後、清算委員会を組織しなければならない。清算委員会は、組織された日から1週間以内に、清算事業に着手しなければならない。 |

| 旧条 | 旧条文 | 新条 | 新条文 |
|-----------------------|--|-----------------------|--|
| 70 | 清算委員会には、原則的に、次の各号に掲げる成員が含まなければならない。 1．外国人企業の責任者 2．債権者の代表 3．審査承認機関の代表 4．簿記検証員 5．弁護士 | 77 | 清算委員会には、次の各号に掲げる成員が含まなければならない。 1．外国人企業の代表 2．債権者の代表 3．財政機関の代表 4．投資当事者 5．その他必要な成員 |
| 71 | 清算委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。 1．債権者会議を招集する。 2．企業の財産を引き継ぎ、管轄する。 3．債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4．企業の財産に対する価値を評価する。 5．清算案を作成する。 6．税金を納め、債権及び債務を清算する。 7．清算して残った財産を処理する。 8．その他に、清算と関連して提起される問題を処理する。 | 78 | 清算委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。 1．債権者会議を招集する。 2．企業の財産及び公印を引き継ぎ、管轄する。 3．債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4．企業の財産に対する価値を評価する。 5．清算案を作成する。 6．税金を納め、債権及び債務を清算する。 7．清算して残った財産を処理する。 8．その他に、清算と関連して提起される問題を処理する。 |
| 72 | 清算と関連した費用は、解散される外国人企業の残った財産から先ず支出する。 | | |
| 73 | 外国人企業は、清算の終了前に、財産を勝手に処理することができない。 清算委員会は、企業を清算して残った財産の総額が投資した登録資本を超過する場合、超過分に該当する企業所得税を納付しなければならない。 | 79 | 外国人企業は、清算事業の終了前に、財産を勝手に処理することができない。 外国人企業の清算財産は清算事業と関連して提起される費用、税金、従業員労働報酬、企業の債務の順序で処理しなければならない。 |
| 74 | 清算委員会は、清算事業が終了次第、清算報告書を作成して審査承認機関に提出した後、地帯当局に企業登録証及び営業許可証を返還し、企業及び税務取消登録手続を行い、当該取引銀行の口座を閉じなければならない。 | 80 | 清算委員会は、清算事業が終了次第、清算報告文書を作成して中央貿易指導機関（企業の破産による解散の場合には、当該裁判機関）に提出した後、地帯管理機関に企業登録証及び営業許可証を返還し、企業及び税務取消登録手続を行い、当該取引銀行の口座を閉じなければならない。 |
| | | 81 | 外国人企業の破産による解散は、共和国の外国人投資企業破産と関連した法規範に従って行わなければならない。 |
| 第八章 監督統制及び紛争解決 | | 第八章 監督統制及び紛争解決 | |
| | | 82 | 外国人企業の経営活動と関連した監督統制事業は、中央貿易指導機関の指導下に地帯管理機関が行う。 |
| 75 | 審査承認機関は、外国人企業の帳簿及び現物を検閲することができる。 | | |
| 76 | 本規定に反し、次の行為を行なった場合には、損害を弁償させ、又は損害の程度によって、外国人企業には1万ウォンまで、外国人には2,000ウォンまでの罰金を科す。 1．登録秩序に反した場合 2．国家及び社会協同団体の利益を侵害した場合 3．投資期日を守らなかった場合 4．輸出入業務秩序を守らなかった場合 | | |
| 77 | 脱税行為を行なった場合又は税金を適宜に納めなかった場合には、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従う延滞料及び罰金を科す。 | | |
| 78 | 本規定に反した行為が重大な場合には、営業を中止させ、又は解散させることができる。 | 83 | 本規定に違反した場合には、罰金の適用、営業中止、企業の解散等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的責任を負う。 |
| 79 | 外国人企業と関連した取引で生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関において、当該手続に従い、審議解決する。 | 84 | 外国人企業と関連した取引で生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない紛争問題は、共和国の仲裁機関又は裁判機関に提起して解決する。 |
| 80 | 外国人企業は、共和国の当該機関に申訴、請願を行うことができる。申訴、請願を受理した機関は、申訴、請願を受理した日から30日以内に処理しなければならない。 申訴、請願の処理結果について意見がある場合には、処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。 | 85 | 外国人企業は、企業活動と関連して意見がある場合、申訴を行うことができる。 申訴は受理した日から30日以内に処理しなければならない。 |

3 前号の資料の訂正

『ERINA REPORT』第48号（2002.10）21～35頁掲載の資料のうち、以下の部分について訂正いたします。

p.25掲載の合弁法（新旧共）第12条の「相続することが」は「相続させることが」に訂正いたします。

p.26掲載の合弁法（旧）第34条の「原価とその他の支出」を「原価及びその他の支出」に、合弁法（新）第34条の「取引税又は営業税とその他の支出」を「取引税又は営業税及びその他の支出」に訂正いたします。

p.26掲載の合弁法第39条（新旧共）の「補償期間」を「補填期間」に訂正

たします。

p.27掲載の合作法（新）第10条「相続することができる」を「相続させることができる」に訂正いたします。

以上、資料の誤りに対して、謹んでお詫び申し上げます。

なお、合弁法施行規定は今号では紙面の関係から掲載することができませんでした。次号に掲載いたしますので、しばらくお待ち下さい。